

参議院社会労働委員会會議録第二十五号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午前
十時五十七分開会

委員の異動

四月十六日委員木下友敬君辞任につ
き、その補欠として田中一君を議長に
おいて指名した。
本日委員田中一君辞任につき、その補
欠として木下友敬君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝俣 稔君
木島 虎藏君
山下 義信君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
斎藤 昇君
西田 信一君
谷口 弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
片岡 文重君
田中 一君
藤田 藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君
田村 文吉君
竹中 恒夫君
大矢 正君
井堀 繁雄君
委員外議員
衆議院議員

國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君
労働大臣 石田 博英君

政府委員

外務省國際
協力局長 宮崎 亮君
通商産業
政務次官 小笠 公昭君
労働政務次官 二階堂 進君
労働大臣官房長 澁谷 直藏君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省職業
安定局長 百田 正弘君

説明員

労働大臣官房
國際労働課長 宮本 一朗君
日本国有鉄
道副總裁 小倉 俊夫君
日本国有鉄
道職員局長 兼松 学君

本日の會議に付した案件
○駐留軍關係離職者等臨時措置法案
(衆議院提出)
○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送
付)

○労働情勢に関する調査の件
(ILOの問題に関する件)
○けい肺及び外傷性せき腫障害に関す
る特別保護法の一部を改正する法律
案(大矢正君外六名発議)
○労働基準法等の一部を改正する法律
案(藤田藤太郎君外六名発議)

○委員長(阿具根登君) 開会いたしま
す。
委員の異動を報告いたします。四月
十六日付をもって木下友敬君が辞任を

され、その補欠として田中一君が選任
されました。

○委員長(阿具根登君) 駐留軍關係離
職者等臨時措置法案を議題といたしま
す。
質疑を願います。

別に御発言もございませんようです
から、質疑は尽きたものと認めること
に御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。
それでは、これより討論に入ります
す。御意見のおありの方は、賛否を明
らかにしてお述べを願います。なお、
修正意見等おありの方は、討論中にお
述べを願います。

別に御意見もないようですから、討
論は終局したものと認めることに御異
議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。
それでは、これより駐留軍關係離職
者等臨時措置法案について採決いたし
ます。本案を原案の通り可決することに
賛成の方は挙手を願います。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でど
うです。よって本案は、全会一致を
もって、原案の通り可決すべきものと
決定いたしました。

なお、本會議における口頭報告の内
容、議長に提出する報告書の作成その
他の手続等につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。

それから、報告書には、多数意見者
の署名を付することになっております
から、本案を可とされた方は、順次御
署名を願います。

多数意見者署名
山下 義信 山本 經勝
藤田 藤太郎 松澤 靖介
田中 一 竹中 恒夫
田村 文吉 西岡 ハル
木島 虎藏 勝俣 稔
横山 フク

○委員長(阿具根登君) 次に、職業訓
練法案を議題といたします。
質疑を願います。

○田中一君 今提案されている職業訓
練法、これは、御承知のように、戦後
このような形のものがないが、戦後
必要だったので、労働基準法がで
きましてから、第七十条で、技能者養成に
関する規定が省令で出ておりますけれ
ども、その延長としての考え方では
ないのか、あるいは、今の日本の情勢か
ら、新しい構想をもって出発しようと
するのかが、もしそうであれば、従来あ
る考え方と異なるところの技能者養成とい
う点に、その成果というものはどう
いう形に今日まで現われておるかとい
う点について、総括的な御答弁を一応
願いたいと思います。

○田中一君 現在の社会情勢に
て、技能者養成を単行法によって行
うのだという、今日の日本の国内、国外
等を通じて、その条件というものはど
ういう形で現われておりますか。

○國務大臣(石田博英君) 第一に、企
業全体の中で非常に高度の技術が要請
されるようになって参りました。科学
技術あるいは経営技術その他の異常な
進歩に従いまして労働者にだんだんと
高度の技術が要求されるようになって
参ったということが一つでございます。
それからいま一つは、その技術労働者
の配分が、大企業等におきましてはそ
れぞれの、自主的な努力あるいは基準法
によりまして技能者養成等によって充
足されつつございますけれども、しか

し、中小企業においては、技能労働者の著しい不足が見られるという事実があります。それは、中小企業の生産性の低さの原因ともなっているわけであり、それからいって、非常に労働力の供給が全体としてアンバランスで、供給がはるかに需要を上回っている状態であるにもかかわらず、職業安定所の窓口だけを通して見ても、未充足求人の方が十数万人を数えているわけであり、その未充足求人の原因は、技能不足だと申せないのであります。技能不足だと申せないのでありますけれども、技能の不足というところが、その大きな原因をなしているという事実、それから、職業について、それが安定を見ない、非常に動くというところの原因は、やっぱり技能の不足ということによる事実、こういう点から勘案をいたしまして、産業界の進歩に即応し、同時に、労働力の需給のバランスをとって、雇用の機会を増大せしめ、さらに雇用された労働者の職業上の地位の安定をはかるという必要を痛感いたしました結果でございます。

○田中一君 むしろ、職業補導なりあるいは技能を持たすことによつて、前提としては、完全雇用という姿が出なければならぬと思ひます。この法案を全部通説して見て、その約束がされておらぬことが第一です。それから、今あなたは、るるとして産業界の現状というところを言つておられますけれども、今日の産業界のあり方というものは、企業のあり方というものは、しよせん私企業にすぎないのです。もうける産業は、利益の上の産業は、自然に労働力の吸収も激しくなり、かつまた、その企業に対する利潤を生むための技術は

当然修得されておるわけですから、政府がこの法律案を出して、たとえば、技術を持たない労働者に対して技術を与えるとか、あるいは日本の今日の高度化されつつあるところの産業、そうしたものに対応するためということをやつておられますけれども、前提としては、やはり雇用というものが前提にならなければならぬ。従つて、この法律においては、公共職業訓練と、それから事業内における訓練と、分けておられますけれども、どちらにウェイトを置いて政府は考えたか。ことに私企業の場合には、単なる利潤追求のための産業が常に繁栄をしておるのです。国自身、計画的な産業構造と申しますか、産業計画というものを立てなければ、一体だれがどのような技術を選択し、どのような技術を習得させ、また、労働者本人がどの技術をやりたいという意欲が起きるかどうかの問題について、はなはだ不安定な状態にあるわけなんです。従つて、その二本立てのこの法律案の訓練所の立て方が、政府としては、どちらにウェイトを置いて考えたものか。

○國務大臣(石田博英君) 今まで、基準法によつて技能者養成をやつておりましたものの多くは大企業で、生産性の高い、企業の安定度の高いものでございまして、しかし、全部がそうであるわけではないのでありまして、中には、小規模の経営者が連合体となりまして、基準法による技能養成に基くものをやつておる所もございます。しかたを、ただいまお説のごとく、大きな企業におきましては、これは、それぞれ自主的な養成能力を持つておるわけでありまして、そちらに本計画の重

点を特に置く必要はない、おっしゃる通り、雇用の機会を増大するということが一点、第二点は、技能を付与することによりまして、わが国の就業構造を変えて、労働者の職業の安定度を高めていく。同時に、その生活条件の向上にも資する、こういう建前でございます。それから、積極的に政府が施策としてやるものは、やはり公共の職業訓練であるべきだと思つておるわけであり、しかし、同じ企業内と申しましても、先ほど申しましたように、必ずしも大企業とは限らない。むしろ中小企業におきまして、大企業におけるような、一企業体単独でやることは困難でございますけれども、連合体を作るなり何なりしてやられる場合においては、それに對しても、やはり積極的な援助の手は伸べるべきだと考えております。おられますが、御質問のごとく、いずれに重点を置くかという御質問でございます。いましたならば、やはり雇用の機会をまだ持つていない者、あるいは持っておつても、不安定あるいは低収入である者を対象に主として置くべきものと考えておるわけでございます。

○田中一君 技能者養成規程によりまして、百二十幾つかの業種を指定しております。今までの、昭和二十三年でしか、昭和二十七年でしか、これ以来、どの職種にどのくらいの人間が養成されてきたか。これはただか九百万程度の補助金しか出しておらないようですから、実績も相当下回つておると思う。最初は二千万円くらい出しておつたのが、だんだん低下してありますので、年度別に、どのくらいの間がどの職種において技能養成を完成したか。同時にまた、その雇用状態は

どうなつておるか。同時に、習得後雇用された者の異動というものは、どういう形で社会に流れておるかという点、むしろこれは、この法律案を出すためには、十分なる御調査になつておると思ひますから、その点を一つ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(石田博英君) ただいまの御要求の数字は、いずれ事務当局からお答えをいたしますが、先ほどの御質問の中に取られておりましたのは、公共職業訓練をやります場合の職種を選ぶ方法であります。これは、非常に地方的な事情によつて違いますから、職業訓練審議会等で慎重に御協議を願つて、その実情に合うように選びたいと思つております。同時に、今までの公共職業訓練所の実績は、これはほとんど一〇〇%をこえる状態でございます。これは、拡大していけばいくほど雇用の増大になるものと考えております。御要求の数字は政府委員から。

○政府委員(渡谷道雄君) 労働基準法に基く技能者養成が実施されましたのは、昭和二十二年からでございます。三十一年度までの実績があげられておるわけでございますが、その概況を申し上げますと、昭和二十二年におきましては、職種の数が十五、それからこれは、養成工数は不明でございますが、職種の数は十五、二十三年におきましては、養成工数が千九百六十八、二十四年度が職種の数が四十七、事業場数が百五十五、養成工数が二千三百九十九、途中を省略いたしまして、二十九年に参りますと、職種の数も大幅に増大いたしました。百二十四職種、実施事業

場数が二万八千二百八十二、養成工数が六万四千九百八十一名。三十年で職種の数が百二十四、事業場数が二万七千七百七十二、養成工数が六千一千三百八十八。三十一年度、職種の数が百二十四、事業場数が二万三千四百七十四、養成工数が五万五千三百三十一。このような状況でございます。昭和二十九年以降におきましては、安定した職種、事業場数、養成工数、いずれも大體横ばいの状況であります。

○田中一君 それらの諸君が、同じ訓練所があつたとしても、これは公共的な訓練所、それから企業内の訓練所、いろいろあると思うのですが、それがどういふような程度になつておつて、雇用の状態がどうなつておるのか。それらの行方が、今日においては年度年度にそのまま定着しているものかどうか、あるいは移動しているものかという点、これは委員長、表でもつてお出し願へば一番いいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) ただいまの濫谷政府委員から御説明申し上げましたものは、企業内の技能者養成だけの数でございます。これと、公共職業訓練所等々につきましては、後刻できるだけ早く表を作りまして、お手元に配付したいと思ひます。

○片岡文重君 関連質問。今、政府委員から述べられました数字によると、たとえば、三十一年度の職種の二十四はいいとして、事業場二万三千四百七十四か所、養成工が五万五千三百三十一ということになると、一カ所平均が二人ちよつとということになるのだが、これは数字は誤りでないのかどうか。これは二十九、三十、三十一年度、三

年を通して見て、大体そういうことが言えるので、資料を提出されるときに、最大何名ぐらいの養成をしておられるのか、一つの事業場について。それから最低というか、最小何人ぐらいの養成をしておられるのか。その養成所の規模についても、最低と最高程度でいいですから、一緒に出していただきたい。

○政府委員(淺谷直藏君) お手元に職業訓練法案関係の資料を一括してお配りしてあると思いますが、(「そんなものはもたないよ」と呼ぶ者あり)失礼いたしました。後ほど、資料ができておきますので、お配りしたいと思っておりますが、これは実施事業場数の規模別、それから養成工数等の詳細な資料ができております。それをごらんいただきますと、全貌がはっきりいたしますのでございますが、この表によりますと、労働者数千人未満の事業場数が圧倒的に多いわけでございます。大企業は、労働基準法に基づく技能者養成規程外のところで行われておるのが相当数ございます。というのは、大企業は、御承知のように、自力が強いございまして、技能者養成規程に基いてやりますと、御承知のように、いろいろな労働条件のやさしい監督があるわけでありまして、そういうような事情もございまして、大企業におきましては、基準法の技能者養成規程のワケ外でほとんどやっております。それで、技能者養成規程のワケ内でやっております事業場数を見ますと、労働者数、千人未満の事業場が圧倒的に多い。たとえば、事業場数で申しますと、労働者数、千人未満の事業場数が二万七千三百三十一、千人以上五十人未満が千

九百七十六、五十人以上百人未満が三百十三、百人以上五百人未満が二百九十六、五百人以上千人未満が五十四、千人以上の数が百四、このような状況になっておるわけでございます。これは、表ができておりますから、後ほど御配付申し上げたいと思っております。

○田中一君 そこで、今度の法律で指定をしようという職種は、今までの技能者養成規程に基づく百二十四、これをそのまま適用しよう。当てはめようという考えでおられるのか。もしこれだけに当てはめようというのですと、もはやこの新しい単独法を出す必要はないのです。少くとも百二十四の――簡易な技術です。理論的な高度の技術ではなからうと思ふのです。そういう面から見ると、政府としては、どのぐらいの職種に重点的にさせようとするのか。これだけのものが、百二十四の職種のうち、今読み上げたものだけでも、おそらく二十万あるいは三十万程度のものが技能を習得したと思うのですが、この人間の行方がわからない。また実態をつかんでおるならば、その資料をもつて、あらためて質問するわけなんです。百二十四の職種に対して、この法律によって全部を指定するつもりなのかどうか。

○國務大臣(石田博英君) いずれ表はあとで差し上げますけれども、その訓練を受けたものの職業は、大体安定をいたしておるのでございます。そこで、この法律によって職種をどうするかというところでございまして、一応百二十幾つかのものを踏襲いたします。しかし、この法律に定められております都道府県職業訓練審議会あるいは中央職業訓練審議会の御協力を得まし

て、実情に合ったものを順次追加していくという考え方でございます。なお、ただいまの段階で、この職業指導をより積極的にやりますために一番必要なのは、指導員をいたします指導員の養成、指導員の不足ということが一番大きな問題にだんだんなりつつあります。これも職種の選定にらみ合せましてというか、逆に指導員の養成にもにらみ合せなければならぬ面も多いためでありまして、あわせて訓練審議会の御協力を得て、追加をして参りたい、こう考えておる次第であります。

○田中一君 そこで、労働大臣は、第四條では、職業訓練計画というものを立てるといふことになっておられますが、これは、審議会の議を経てということになるのでしょうか。審議会の構成メンバーというのはどういうふうな構成でおられるのですか。

○國務大臣(石田博英君) 修正案の法案の中に添付してあるところをお読みいただきますと明確になっておりますが、審議会の委員は、関係労働者を代表するもの、それから関係事業主を代表するもの、及び学識経験のあるものの中から労働大臣が任命するということになっておるわけでございます。

○田中一君 この修正案、衆議院で修正されたので、私も考えております。考え方が盛り込まれたので、非常にけっこうだと思ひますが、労働大臣は、常に審議会の要請によつてのみ行動しようとするのか、あるいは別に、行政の長として、この法律の執行者として、それ以外のものも行動できるよりになつておられますけれども、その点はどういふことになっておりますか。

○國務大臣(石田博英君) 審議会の御意見の要請を待つてゐるというより、消極的な態度でなく、積極的に、労働大臣といたしましてやりたいと思ふことも、こちらから審議会にお諮りをいたしましてやつて参りたい、こう考えておるわけでございます。

○田中一君 そうすると、その計画の内容あるいは習得すべき技術、その内容といふものは、大体どの程度のものに絞られておられますか。ということ、きょうは文部省が来ておられという話でありますから、知育、徳育と申しますか、今盛んに文部大臣が言つてゐる道徳教育的な問題をもこの訓練所では教へ込めようとするのか。その限界を明らかにしていただきたいのです。

○國務大臣(石田博英君) これは、授業時間について資料がお手元に……これもいづれお配りいたします。申すまでもなく、この職業訓練を行います主たる目的は、実技能を付与するということでございます。しかし、その実技能を付与するに必要の普通学科は、これは教へなければなりません。これをこえるものは、やはり一般の教育でやつてもらふべきものだと考えております。従つて、時間の配分等につきましても、そういう点を考慮をいたしておりますので、御質問のようなどころまで入る意思はございません。しかし、社会人として御活動願ひの必要に一般の常識的な知識――社会科とでも申しますか、そういうものには若干の時間をさいておられます。それから、健康維持のための体育、あるいは国語、それから技術に必要な外国語の知識を持つ程度は外国語をいふようなものは考えておりますけれども、それを乗

り越えたものは、本訓練所の目的とする範囲ではございません。

○田中一君 これはむしろ、文部省とも十分に打ち合せをしてでき上つたことと思ひますから、一応教育という面に含まれる課目はないものと了解してよろしうございませう。

○國務大臣(石田博英君) まあいわけの文部省で行うべき教育といふものと重複しないようにいたしておきます。ただ、たとえば定時制高等学校その他の授業をあわせて受けておられる者にきましては、この訓練法に基づく訓練を受け教育を受けたものの中の学科、それは、その定時制高等学校の課程の中で受けたものと考えるような調整をいたしておきます。両方あわせてやらなくともいいように、そういう程度のことはいいたしておきます。

○田中一君 対象となる者の令令は、むしろ義務教育を終えた者といふことになると思ひますが、一方、失業者と申しますか、職を求めている連中に対する再起といふものも含まれておりますが、これは、どちらにウエイトを置いて考えているのですか。

○國務大臣(石田博英君) 私は、これは実施の面で、できれば同じ程度のバランスまで持つていきたい。相当年令の高い人たちが、技能を身につけて職業戦線に立ちたいという人に訓練の機会を与えるように、この法を実施する面において持つていきたいと望んでおりますが、今までの実績は、残念ながら非常に年令層の低い人に多かつた。これを何とかして、年令層の高い人もこの法の適用によつて技術を習得できるよりに、運営上努力をいたして参りたいと思つておるわけであります。

○田中一君 非常にそこに問題が生れてくるわけなんです。この的確な数字が示さないでわかりません。ことにまた、その数字が正しいか正しくないかも、私も承でない面があるのじゃないかと思うのであります。過去の習得者がおそろく一つの職場にとどまつておることは少いんじゃないかと思うのです。常に転々として行く職種が多いのじゃないかという危険を多分に感ぜられるわけでありまして、同時にまた、高度の技術を教え込むなというふうなことは、このような制度では不可能です。絶対にあり得ない前提に立たなければならぬと思ふ。今日のように、大学は、短期大学を含めて、世界に類のないような高度の教育をしておる日本の国柄であつて、そしてそれらの者は、これは私が言うまでもなく、今日の社会においては失業難にあえいでおる。青少年が職がないというのは非常に多いわけなんです。この現状を見て、教育の、何といひますか、教育機関の乱設といひますか、これを補うために、高度の学校教育を受けた者においてすら、これらの訓練を受けさせることが必要な者もあるのじゃないかと思うのです。従つて、根本的に、日本の教育制度といふものが、この法律の規定によつて一応反省しなければならぬ段階に來てゐるのじゃないかと思うのです。これは、単に私が言うばかりでなく、おそらく世論としても、国民もみな考へておると思うのです。従つて、このねらいといふものは、職を得るために訓練を受けて技能を習得するのか、あるいは、社会にいよいよ出発するときにあつて、今までの義務教育程度のものであつては、直ちに、今日の労働基準法の制約からいつても、一人前の賃金をもらえない。だから、これを三カ月なら三カ月という期間を置いて、特殊な技能を持たせてやるのだ、この二つの前提に立つた場合、どちらにウェイトを置いて考へておるのか。同時にまた、ほんとうにこれをやろうとするならば、次に來るところの雇用の問題を目の前に見なければ、おそろくついて参りません。従つて、法律ができたけれども、あるいは訓練を受ける人間の増大—数の多いことを誘つてはならぬと思ふのです。実際の事態というものがどうなつてゐるか、ほんとうに、今わかりませんけれども、私はそういう危険を多分に感ずるのです。むだな習得をさせることがあるのじゃないかと思ふのです。そういう点について、どちらに腰を入れてやろうとするのか。

○國務大臣(石田博英君) これは、この法律の第五條の一項に、明確に「求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行う」と規定してございまして、つまり職を得るための訓練でございまして、それから、今までの訓練を受けた者の実績でございまして、数字は後ほどお手元まで差し上げますけれども、一般に安定しております。それから、もう一つ、訓練をやります以上は、訓練を受けた者に職業があるという保証がなければ、これはなりません。現在のところでは、先ほども概括的な数字を申し上げましたが、職業安定所の昨年度の窓口を通しましたけれども、十三万人程度の未充足求人があるのであります。これは明らかに、技能を受ければそれだけの職があるのだ

という目標の数字ともなり得る。もう一つは、実際の面におきまして、公共職業指導所を修了いたしました者は、はるかに求人の方が上回つております。地域によつてバランスは違ひますが、けれども、上回つておるわけでございます。まして、わが国の実情から申しまして、この訓練の実施は、直ちに職業を保証し得られるものと考えても差しつかえないのじゃないか、こう思つておるわけでありまして、それからもう一つは、一般の教育と技能との関係でございまして、御説明の通り、今の大学教育、高等教育というものは、就職というものは非常にかけ離れた状態にございまして、しかし、それでも、いわゆる技術を習得して卒業した者の雇用状態というものは非常にいいのでございまして、人文科学系統を卒業した者は非常に困難な状態にございまして、このバランスを、労働省といつたしましても正しきものでない。今は大体七、三くらい、人文科学七、それから理工科系統が三の割合でございまして、このバランスの是正がなければ、高等教育を受けた者の就職難というものは改善されない。文部省等に対しても、しばしばこの改善方の要請をいたしておるわけでございます。この訓練法が実施され、成果をおさめて参りますならば、より高度の技術を求めることにも結局なつてくるわけでありまして、この法律だけでより高度の技術を求められないことは、御指摘の通りでございまして、従つて、従来の学校教育、高等教育の内容にも相当大きな影響を及ぼして参るものと考へておるわけでございます。

○田中一君 そこで、技能の認定を受けて資格をもらえる。資格をもらった場合の労働者の賃金というものは、他の同じような状態にある労働者の賃金と比べて、どのくらいに考へておりますか、賃金差といひますか……

○國務大臣(石田博英君) これは、実質的に当然訓練を受けた方が上つてくるものと、こう考へておるわけでありまして、

○田中一君 私企業で訓練を受けた技能習得者は、おおよそその私企業内の功利的なといひますか、営利的なといひますか、特殊な技術を習得させるといふことが主として多いわけでありまして、同じ紡績業にいたしましても、おのおのその産業の特殊性というものを持つております。むろんこれは、産業の特殊性といふものは、労働者のために考へたのではなく、自分の企業の利潤のために考へてゐるものが通例なんです。従つて、そういう人たちが、技能は習得したけれども、他の職場につく場合には、習得したという資格を持つてゐるといふ理由によつて、賃金は当然同じであるといふような考へ方に立つてよろしいかどうか。というのは、公共訓練所で受けた者と、それから、私企業内で受けた者との差異といふものはどうなるか。同時にまた、それが移動した場合に、その賃金といふものは、国はどういう保証を考へてゐるのか。

○國務大臣(石田博英君) それは、制度上あるいは立法上、そういうものについて、保証や、あるいは技能を受けたい者との差別をつける規定はございませぬけれども、実質上は、これは当然差別がつくものと思つております。

○田中一君 すし、また、公共職業訓練所でつた資格と、それから、企業内の技能者養成所でつた資格と、その資格においては同様に扱われるべきもの、こう考へておるわけでありまして、

それから、この法律で習得せしめる実務上の技術というものは、先ほど田中委員も御指摘の通り、その高度なものにはなりませんから、一般的にその実質上の差ができることも考へておりません。たゞいま御指摘のように、これは必ずしも企業内訓練に限らず、そのほかの訓練教育におきましても、教師、指導員の差あるいは所在地の差等によりまして、若干の差差といふものが出てくることは、これはやむを得ないと思ひますが、しかし、そういうものを乗り越えて、与えられた資格というものは平等に取り扱われる、こう考へておるわけでありまして、

○田中一君 そういたしますと、企業内の訓練を受けた者は、むろん直ちに雇用されるでございまして、その場合には、直ちに雇用される者もあれば、また、雇用するといつても、それを離れていくこともむろんこれは自由でございまして、

○國務大臣(石田博英君) それは自由でございまして、

○田中一君 私は、先年ソビエトに行つて、ソビエトの職業訓練の状態を見て参つたのですが、一切が企業内訓練に終始してゐる。高等学校を出て、大学の入学試験を受けて落第すると、自動的に国が一つの企業に配属させる。そこで二カ年の専門的な、一応賃金をもらひながら、専門的な技術を習得して、熟練工になるといふような過程を踏んで、すべての青年が技術教育

を受けて、技術を習得している姿を見て、非常にうらやましいと思つて歸つてきたのであります。そういう例から見ても、私は、雇用ということが前提にならなければ、いかなる訓練をして、ついでくる者はおらない、いかなる訓練所をもつてしても、ついでくる者はおらないと思つて、そこで今、大臣は、日本の産業構造、産業形態あるいは日本の産業の発展というものを考へながら、百二十四の業種を考へておられるかも知れませんが、これらのものは、しよせん私企業に就職せざるを得ないのです。そうなりますと、これは、非常に安定しているといながら不安定なものです。経済計画、生産計画というものがやはり安定しなければ、その労働者の生活というものは、保障されないわけです、私は、ここで伺いたいのは、その企業の安定というものを、大きな日本の民族的な産業の面から、政府としては今後の方針というものを立てているのかどうか。ただ審議会の要請、これは単なる諸問題にすぎません。しかし先ほど、その諸問題の議を経て、そうして自分としてはこうしたいという御意思が明らかにされておりましたけれども、今後全体の日本の産業経済というものがどういふ方向に向うべきであるか、また向わなければならぬのだという大きな構想が固まらなければならぬと思ふのです。ただ単に審議会が、あるいはその時期の景気不景気あるいは繁栄産業等の要請にこたへてのみ作る場合には、労働者の生活の安定というものは期せられないわけです。従つて経済企画庁長官とも、いろいろ日本の今後

の産業構造についての話し合いもあつたと思ひますけれども、どういふような構想を政府が持つてゐるということに對する理解を持つていらつしやるか、労働大臣としては。

○國務大臣(石田博英君) 職種の選定は、これはもちろん、長期経済計画との関連において考へていくべきだと思つておられます。そこで、長期経済計画の中におきます今後の見通しというやうなことにについては、これは直接私の所管ではございせんが、雇用構造というものをどう変えていくか、これはやはり、わが国の雇用構造と、それから西歐諸国の雇用構造と比較をいたしまして、一番特徴的な現われは、やはり第二次産業における雇用が、第一次産業、第三次産業に比較して少い。これは大ざっぱな数字でございせんが、多分わが国においては、第一次産業が三、四〇％、第三次産業が同じく三、四〇％であるに比較いたしまして、第二次産業が三〇％未満であらうと思つておられます。ところが、イギリス等におきましては、第一次産業はおよそ一〇％にも達しない、第二次産業が約五〇％というやうな状態になつておる。これが現状におけるわが国の雇用構造の一つの特徴でないかと思ひます。

いま一つは、その従業上の地位から申しまして、自家営業、あるいは雇主といふものに比べて雇用者が諸外国に比べて少い。これをやはり長期経済計画を通じて改善をしていくということが必要であらうと存じております。言いかえますと、一次産業の従業者を減らして、二次産業の従業者をふやすようにしていく。前時代的な雇用関係

を減少せしめて、近代的な雇用関係へ直していく、こういうことが雇用計画としての長期経済計画の基本でないかと思つておられます。

それからいま一つは、わが国の雇用の状態を考へてみますときに、完全失業者の数におもな重点があるのではなくて、やはり不完全失業者の膨大な数に問題がございせんから、それを改善をしていくということがやはり大きな目標でないか。そういう方向に向けて職種の選定も訓練の方向もやつて参りたい、こう考へておるわけでござい

○田中一君 次に、この衆議院の修正によつて、どうやらこれも、私どもの期待しておつたように改正されましたけれども、昨年の二月の初旬に、労働省の松本参事官に来てもらつて、審議会の答申による労働者の考へ方を伺つたわけなんです。その際に、当然現在ある労働組合が指導している職業訓練所、まあ現在の技能者養成所です。これは当然この範疇に入るのだというやうな言明があつたのですけれども、法律案を提案になつた際には、それが抹殺されておりました。幸い衆議院の修正によつて、それが起きたやうな状態になつておりますけれども、これは、なぜこのやうに、そうした労働組合が自主的に技能者養成をしようという場合に、政府としてはそれを削除したか。審議会の、審議会と申しますか、何と申しますか、前にあなたが諮問した機関の意思を認めないで原案を提案されたか、この点に對する労働大臣の見解を率直に伺ひたいのです。

○國務大臣(石田博英君) これは、今までも、いわゆる労働組合が表に立つ

てこの職業訓練をやつておつたというのではなくて、企業内の技能者養成を、つまり基準法における技能者養成という形でやつておられたのであります。従つて、それは当然事業内職業訓練に入るという見解で、特にそういうことを書かなかつた。しかし、御要求で、明確にしろということございせんから、同じことでもございせんので、明確にしたわけで、決して排除する意味ではございせんし、また、今まで労働組合が表に立つたわけではなくて、企業内の職業訓練としてやつておられる。たとえば、土建の建設業界等におきまして、小さな言つたら語弊があるかも知れませんが、小規模な業種がたくさん集まつて、そして企業組合として、その中で企業内訓練としてやつておられる、こういうことでござい

○田中一君 そうしますと、その点は、労働大臣は当然含まれるものという前提に立つておつたところが、事務局が、何だか知らぬけれども、あなたの意思に沿わない原案を出した、こういうわけですね。

○國務大臣(石田博英君) そういうわけではございせん。この原案の中でも、今まで労働組合がやつておつたと申しましよるか、實際上の面からいへばそういう御説明もつきまじやうが、しかし、役所の取扱ひをいたしましては、基準法の企業内の技能者養成といふことでやつておつたものであります。そういうものは、この十二条以下事業内職業訓練の中で当然やられるものと、こう考へて、私も考へ、事務当局もそういう考へで提案をした。しかし、これは不明確だ、もつと明確

にしなければならぬということでござい

○田中一君 そうしますと、現在の技能者養成所、これはむしろ、ある職種の連中が集まつて、その企業内のものとしてのその現在の姿を認める。同時にまた、今後労働組合が自主的に訓練所を作る場合には、これに對しては、むしろ企業内の訓練所として認めようとするのか、公共的な訓練所として認めようとするのか、どちらに認めようとするのですか。

○國務大臣(石田博英君) 企業内の職業訓練としても、形によりませんが、認めますが、同時に、今度改正によりまして、その範疇も拡大されました。労働組合その他営利を目的としない法人があるいは市町村などが職業訓練を行う場合に、「労働省令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。」と、こうなつておりますから、両方あるわけであり

いうような状態にあるというような資料を出し願いたいと思います。

○政府委員(渡谷直蔵君) その点の資料も、ただいま持って参りました資料の中に詳細に書いてございますので、それで一つごらんいただきたいと思います。

大体概況を申し上げますと、一般職業補導所の数は、全国で二百五十八カ所でございます。年間の訓練の延べ人員が、三十二年度が約四万三千人、それから三十三年度におきましては、駐留軍の対策等もございまして、約五千名増員いたしまして、延べ四万八千九百七十名というふうになっておるのでございます。

○田中一君 総合職業訓練所、これは、この要綱を拝見いたしましたも一応わかりますが、わかりませんが、聞くところによりますと、これは、労働省の外郭団体といましようか、あるいは労働省の意思を体して行なっておる民間団体といましようか、そうした団体が行うというように聞いておるのですが、その団体の人的構成、あるいは定款というか、規約の概略を一つお示し願いたい。それも資料に入っておりますか。

○国務大臣(石田博英君) それは、労働福祉事業団というものが前国会において成立いたしております、その定款その他を御審議願って、御可決をいただいたものであります。

○田中一君 これとの関係として、この中央職業訓練所は、これもその事業団の中に入りますか。

○国務大臣(石田博英君) それも、第七条の二項に書いてあります、「中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条

の二の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する」と、こう書いてございます。

○田中一君 それから、身体障害者に対する手当支給の問題ですけれども、これは、失業者といましようか、求職者ですね。これはむしろ、この身体障害者と同じように、生活困難者に違いのないわけなのです。もしも身体障害者の職業訓練には一日五十円でしたか、支給するようになっておるならば、失業者に対してはどういうことを考えておられますか。

○国務大臣(石田博英君) 身体障害者は、これは明確に一般の条件にある、普通の条件にある人々に対してハンディキャップがございまして、それで、特殊の保護措置を考へておるわけでありまして、一般の訓練を受ける者については、そういう規定はございせんのです。まあ同じじゃないかという御議論は、それはあるかと思ひますけれども、先進諸国におきましては、いづれも身体障害者に対していろいろな保護の規定を設け、わが国でも設けておりますが、特に職業を得る機会につきましては、法律によつて、一定のパーセンテージは身体障害者を使わなければならぬというふうなもので作つておるところもありません。わが国におきましても、願わくばそういうところへ一日も早く行きたいと思ひましたしておりますが、少くともその機会をより増大せしめる措置に對しまして、特別のハンディキャップがあるというところで、もつて設けたことを御了承いただきたいと思います。

○田中一君 いや、支払つちやいけないというのではない。もつと支払えといふことを言つておるのですが、失業者もやはり同じような状態にあるのじゃないかと思ひます。これは、もう一歩進んで、失業者を国が探して歩いて、こちらへ来て、来いと言つて訓練をするようなことを望まします。今のところではそうなつておらぬでしようけれども、私は、もうそれらのものも含めたもの、たとえば、扶助料をもらつておつて遊んでおる人もある。また、働く扶助料がなくなつてしまつていふこともあり得るのであつて、就労しやうという、技術を習得しようという意欲を持つ者は、その意欲を増させることが非常に至当じゃないかと思ひます。その点で、何か今後労働省として考へようとするようなものを持つておるかどうか。

○国務大臣(石田博英君) 一般の失業者に對しましては、これは、失業保険の給付を受けつつ習得する者もありまします。それから、十一條の二項は、今回衆議院の修正によりまして、「前項に規定する公共職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給することが出来る」という規定、今回は予算措置をとつておりませんけれども、できるだけそういう方向に行きたいと思ひておるわけでありまして、それから、先ほど申しました、義務教育を終つた直後の低年齢層だけでなくて、職を持つておつて失つた失業者の諸君にも訓練の機会を与えて、少くとも五分々々くらいに持つて行きたいと思つておるわけでありまして、そのためには、やはり積極的な勧奨の方法を講じなければならぬ、もしなければ、な

な高年齢層の人たちは、職業訓練を受けに来ようという気持ちもなかなかないじゃないか、こゝろ思つておるわけでありまして、そういう方法について今後努力をいたしたいと思ひます。ただ、現在の状態は、むしろ受けに来る方が、これで相当設備も拡大されましても、その希望者の方が、入所希望者の方が収容人員をかなり上回つておる状況でございますので、これを、設備の拡大と相待ちまして、そういう御希望に沿うようなことを考えておる次第であります。

○田中一君 これは、建設関係の労働者の面でありましても、前国会で、一定の経験年数を持つておる者に對しては、建築士法に基く二級建築士の資格を遷考によつて与へたといふことがあつたのです。そこで、技能養成を受けた者と、それから、もはや他の法律でも持つて取つておる資格、この資格を持つておる者との、社会的な問題です。こゝろいふものはどういふ工合に考へておりますか。

○国務大臣(石田博英君) まあ、ただいま御指摘の法律に限らず、そのほかいろいろな法律で技能工の資格を与えることになつております。そういうものは、その法律によつて適宜の資格を得られればよいと思つて、そういう法律で与へられない者について、この法律で資格を与えるわけにございまして、ただいま御指摘の建設業関係に關しては、人たちの技能とそれから賃金の関係、これは、特に國家の予算との関係、これは私は、改善の必要のあるものが非常に多いと思つておるわけでありまして、技能の進歩を求め、技能の

付手をお考えましても、特に國の予算等におきまして、そういうものを考慮に入れないうで予算を計上するような状態では、実施面において困難を來たします。そういう点については、將來とも改善の方途を講ずべきものと、こゝろ考へておる次第であります。

○田中一君 たとえば、第四章にある職業訓練指導員、この指導員の賃金と、それから別の法律で定めておられますところの、國が定めておる資格者ですね。やはりこれは、むしろ、同じ大工は大工でありましようけれども、賃金といふものは、労働省並びに建設省の了解で作つておられますPWといふものによつて一つの賃金基準もございまして、資格を持つても賃金は同じなんだといふことは、これはまた魅力にならない。そこで、二級建築士の資格を持つておる、かつ技能訓練を受けた者であつて一級の技能検定に合格した者の賃金はどうかといふことになりまします。これはやはりPW、あの政令で定まつておりましたか、ああした標準賃金といふものを撤廃しなければならぬと思ひます。さもないければ、そこにはつきりとした処遇の基準といふもの、賃金の基準といふものを新しく設けなければならぬと思ひます。これは、大蔵省がやかましいから、國の事業の場合には、まあまあ最低の賃金で押えて予算を組むといふことが通例なのです。そういう点についてどう考へますか。

○国務大臣(石田博英君) これは、先ほど申し上げましたように、技能を持つておる者を持つていない者が、同じ機械的な賃金で平等に扱われるのでは、これは、励みにも魅力にもなら

ないことは御指摘の通り、特に建設業関係におきましては、国の予算等の関係がありまして、これは改善を要するものと考えておられまして、労働省といふたしましては、この法律の施行だけでございます。たとえば、特に建設関係労働者の問題については、建設省、大蔵省に対してこの改善方の研究を申し入れ、できるだけすみやかに改善したいと思つておる次第でございます。

○田中一君 それはいつごろまでに、三十四年度予算編成までにはむろん間に合いますか。

○國務大臣(石田博英君) なかなか技術的にむずかしい問題もございまして、私どもはまあ、何年何月と締め切りを答えると、それまで私が果しておられるものやらおられぬものやらわかりませんので、締め切りをこしらえられないことも困るのでございまして、労働省といふたしましては、これは改善をいたさなければならぬものという考え方の上に立つて、関係各省と折衝を進めておる段階でございます。

○田中一君 そこで、資格を二つ三つと持つておる人、アメリカの各建設労働者のその資格のうちに、フォアマンという資格がございまして、いわゆる日本では、世話やきといひますか、段取り屋といひますか、こういう労働者が一つでございまして、日本の建設労働者の中で、これは建設労働者ばかりではございせん。一種の工場労働者におきましては、職長という職務、これは、同じ機械工であつても、職長というふうな、すべてのマネージメントを、その部分のマネージメントをするような資格を持つておる人がおるのですが、私は、今後機械化される

日本の産業構造の中にあつては、そういう職階と申しましようか、言葉は不適当かもしれませんが、そういう方々が必要なんではないかというふうに考へておるのです。たとえば、建設業法を見ましても、これは二十幾つというものの、何々工、何々工という、種別的な規定でもって律しておるの、規程を見ましても、何々工何々工というものでございまして、第四で、職業訓練指導員といふものをクローズ・アップさせておるようなんです。この職業訓練指導員といふものは、職場においておるのです。これは特殊な技術でございまして、大工を十五人使ふなら、十五人を間違ひなしに与えられた賃金の範囲内で仕事をやらせる。日本は賃金が安いから、その中でも、なおかつ収入の取れるような段取りをして、労働者の賃金を増やうといふので、小間割りの、労働大臣としては、そういう形のも、各職階といひますか、各階層の中に、各職階の中に持とうという気があるかどうか。非常にこれは、今の現状から見て重大な問題なのです。

○國務大臣(石田博英君) これは、もっと広く、職業の種類、能力、それから労働力の量、質、そういうものと賃金のあり方というのについて、実は今まで合理的な調査といふものはわが国になつたわけでありまして、そこで、本年度の調査におきましては、賃金の基本的調査のために二千五百万円ほど新たに計上いたしまして、この基

○田中一君 最後に、これは、いずれ資料を拝見して、また明日伺います。建設関係の労働組合が行なつておられるところの、事実において労働組合が行なつておる、というよりも、企業内の各職務の人間が集まつてやつておるのですが、実態というものは労働組合の組織の中でやつておるのです。従つて、この問題に対する国の補助率といふのは、これはむろん公共性のものなわけです。従つて、これは今後とも、本年度は間に合はぬにいたしまして、何らかの便法を講じて、これは三千万円でしたか、予算は、そのうちから何らかの方法で補助金を出して、それでそのした訓練所を設けるといふような機運を、あるいは意欲を持たせるという方法をとつていただきたいと思ふのです。ですから、御答弁願ひたいのは、本年度はどういう措置をとらうとするか、明年度はもっと高率な補助をしようといふお考えであつてほしいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) この技術移民と申しますか、そういうものの要請が後進国にいろいろあることは、承知いたしております。従つて、そういうことにも、日本の人口政策その他から考えましても、応じなければならぬ、こう思つておられますが、ただいまの段階は、こういう訓練を受けたものに対する国内の需要がむしろ満たされないという状態でございます。従つて、この法実施の中に、ただいま御指摘のようなことも当然含まれ、訓練を受けたものの中から希望者を求めて、進出をしておりますが、実情は、ただいま申しました通り、国内の需要の方が供給

○田中一君 もう少し強く労働大臣から言明していただきたいのですが、これは、事務当局でもよくおわかりと思ふのです。これは、そういう職務が非常に大事なことです。これは、諸外国ともそれがあつてございまして、従つて、そういう方向を十分御理解になつておるという前提でもつて、調査してからどうこうでなくて、もうそのことは目の前にあることだから、あなたがいつまでおられるかわからぬけれども、いるうちに事務当局に命じて、そのような方向に向つて研究なさるといふようなことを伺へませんか。

○國務大臣(石田博英君) 私は、この労働省に就任早々、そういう方々についての検討を命じておるわけでありまして、ただ明確に、どうなかなければならぬかといふことは、田中委員の御意見と私全く同一でございまして、しかし、それを制度化いたしますための基本的調査が残念ながら今までにございせん。その基本的調査をいたさしめておるというわけでございます。従つて、どうしなればならぬといふことについては全く同意見でございまして、それを制度化するための準備をしてい

○田中一君 最後に、これは、いずれ資料を拝見して、また明日伺います。建設関係の労働組合が行なつておられるところの、事実において労働組合が行なつておる、というよりも、企業内の各職務の人間が集まつてやつておるのですが、実態というものは労働組合の組織の中でやつておるのです。従つて、この問題に対する国の補助率といふのは、これはむろん公共性のものなわけです。従つて、これは今後とも、本年度は間に合はぬにいたしまして、何らかの便法を講じて、これは三千万円でしたか、予算は、そのうちから何らかの方法で補助金を出して、それでそのした訓練所を設けるといふような機運を、あるいは意欲を持たせるという方法をとつていただきたいと思ふのです。ですから、御答弁願ひたいのは、本年度はどういう措置をとらうとするか、明年度はもっと高率な補助をしようといふお考えであつてほしいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) 事業内訓練としておやりになる分については、もちろん補助をいたすつもりでありまして、その補助率については、やはり逐年増加をしていくことが望ましいのでございまして、もう一つの目的は、やはり範囲を広めると申しますか、補助率を高めるといふことと同時に、適用範囲をうんと広くしていくといふのも一つの目的も達成しなければならぬ。従つて、その両面について、そのときの客観的な雇用状態その他の情勢に基いて善処をいたしたい、こう考へておる次第であります。

○田中一君 これで最後でございますが、あなたも、先年東南アジアにおいて、あなたが思ひますが、東南アジアを歩いて参りますと、いわゆるアジアの後進国と申しますか、この国々は、職人の技術ですね、これを非常にほしがつておる。私がびつくりしましたのは、インドネシアに行きますと、むろんミシンなんという高級なものはいけません。手縫いはできない、裁縫はできない、日本のように、従つて、洋服職人といふものを非常に望んでおるというところを社会党の人間から聞いて参つたのですけれども、これは、そういうような高度の技術でなくていいのです。われわれの、日本の社会情勢からいって職人といわれておるような技術が非常に歓迎されておる。最近インドネシアとも国交が回復いたしましたし、自由に行かれると思ふのですが、そういうような意図を含んでおるこの訓練をしようとする要素が含まれておるかどうか。

○國務大臣(石田博英君) この技術移民と申しますか、そういうものの要請が後進国にいろいろあることは、承知いたしております。従つて、そういうことにも、日本の人口政策その他から考えましても、応じなければならぬ、こう思つておられますが、ただいまの段階は、こういう訓練を受けたものに対する国内の需要がむしろ満たされないという状態でございます。従つて、この法実施の中に、ただいま御指摘のようなことも当然含まれ、訓練を受けたものの中から希望者を求めて、進出をしておりますが、実情は、ただいま申しました通り、国内の需要の方が供給

を上回っておるという現在の状態であります。なお一その訓練を積極的にいたすことによりまして、そういう後進国の要請にもこたえたい、こう考えております。

○山下義信君 関連して。今の、東南アジアのことじゃないのですが、先ほどから田中君の質問の中で、まだ明快な御答弁がなかったように思ふのです。私も実は、伺っておきたいと思つたところだものです。今、ちやうど衆議院の方からも見えております。衆議院の修正の点ですが、例の訓練を受けるものの身体障害者の手当の修正があつたのです。身体障害者が訓練を受ける場合に手当を支給するというのはわかるのです。これを、一般の者も手当を受けるように衆議院で修正したのです。一般の者が受ける手当というのはどんな性格のものか、何の目的のために手当を出すのか、ということですね。それは、田中君の質問の中に、一生活困窮者の場合には、生活扶助料から差し引きされるのか、別途に支給されるのかという問題がある。それが割り切っておるのか、解決がついておるかという質問であつた、おそれなく、どうも大臣の答弁が、私、聞き流したかも知れぬが、はっきりしておらなかったように思ふ。衆議院が修正した点ですから、あなたの方からそういう点を明確にしておいていただいて、あわせて、政府の方でもちゃんときまりをつけてあるかどうかということをお答弁願ひたい。

うという意図にはつきり修正をしたのであります。それから、今お尋ねの身体障害者と一般の場合の異なる事情についてのお尋ねがありました。私も、私どもとしては、身体障害者であつて、しからざる者であつて、今日職業訓練をこの状態において受ける場合においては、当然その間手当を支給するという道を開いておる。その場合に、多少いろいろな異なったケースがあり得るかも知れません。そういう問題については、原案でも、身体障害者の場合については一日五十円という規定はありますけれども、一般の場合については、そういう何らの金額やあるいは支給の過程における詳細なものは明らかにいたしておらない。われわれは、この点は、審議の過程におきましては、一応身体障害者の実態に右へならわせるといふ考え方でこの修正をいたしたわけでありまして。その他のことについては、当局の方からお聞きいただく方がよろしいかと思ひます。

○山下義信君 身体障害者に出す手当て一般の者に出す手当ての性格が違ふならば、身体障害者の手当にプラスが、一般の者の受けるべき手当よりも、やはり身体障害者にAプラスBが与えられなければ合理的でない。それで、身体障害者に与える手当の性質と一般の者に与える性格が、支給する手当を何に使うかということではなくて、手当と金額の性格が何であるかということとを明確にしておく必要が私はあると思ふのです。その金の使途ではない。また、使途が違ふと、AプラスBでなければ、一般の者と身体障害者の平衡がとれない。その手当というものの性格が違ふならば、どういふ性格のものかというのをはつきりしておかなければならぬ。生活保護の方を差し引かないといふことは、今御答弁で明確になつたのですが、手当の性格とは何ぞやといふことは明確にしておく必要がある。

○山下義信君 当初原案を提出いたしましたときは、身体障害者については、今申しましたような条件の差がございまして、補助を出すことにいたしました。衆議院修正によりまして、一般の求職者に対して訓練を受ける者に対しても同様の措置ができるようになりまして。ところが、その一般の人たちに対する補助の性質は、今御指摘の通り、違ふわけでありまして。しかも、その一般の保護を受ける人たちの保護を受けなければならぬ条件は、身体障害者においても同様であります。身体障害者の場合には、一般の者よりそれだけの差につけらるべきだ、身体障害者については、つまりよいけい補助を与へらるべきものだ、こう考えておるわけでありまして。

○田中一君 一つお聞きしておきますが、現在の職業補導所では、主として裁縫、洋裁その他をやつておるよう聞いておるのです。これはむろん、そこで生産される何かがあるはずであります。実習と申しますが、これは賃金を払つておるのか。また、生産されておりますと申すと、おそれる刑務所においてすら、これは、習得しながら生産されるものに対する賃金はもらつておるはずであります。従つて、その補導所でも、たとえば、一つのデパートならデパートから委託されたところの、どう言つたらいいか、女の着物を作らぬけれども、そういうものを作るとしてそれをおろす、そういう場合には利潤があるはずで、工賃が含まれておるはずで、従つて、そういうものはどういふ工合に処置されておるか、これは、井堀君からお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(井堀繁雄君) 私の方からお答へするのは適当でないと思ひますけれども、この修正をいたしました考え方を明らかにする必要があると思ひますので、その点で申し上げておきたいと思ひます。身体障害者に対する手当を出すということについては、これは、一般の人よりは保護を加える必要があるという意味で、こういうものを設けたという政府の見解は、私も承知しておるわけでありまして。しかし、われわれがこれに右へならえをさせたのは、今、田中さんのお尋ねのありました、現実において利益を上げるような事業をやらせながら職業訓練をやつておるのかいにかについては、詳細は私も承知しないところであります。しかし、いずれにいたしましても、その過程においても何がしかの利潤を生むような、あるいは商品化できるような過程が起り得るであらうことは、想像ができるのでありますけれども、私どもは、そういうことを想定してこの案を設けたのではないのです。これは、言うまでもなく、全体の法案の構想の中で指摘しておりますように、熟練労働を必要とするのは、個々の労働者の就職の機会を便宜ならしめるというだけではないのです。その国の経済全体の水準を引き上げていく公けの立場から、この法案の強い要請があるという点を重視しておるわけでありまして。そういう点からいいますと、実際問題として、こういう過程を経て熟練労働に従事していかうという人々は、言うまでもなく、家が貧しかったりあるいはその他の経済的な事情で上級学校などに入り得ない者が非常に多い。それから、新しい日本の教育基本法の精神にもありますように、勤労の精神を尊重するといふこの行き方は、こういう場合にこそ高く取り上げたいいいじゃないかといふ基本目的が論議されました。そして諸外国の事例などもあつて、一応雇用契約を前提としてこういう機会を作るのでありますから、その職場に入ったときには、しつうとより熟練の高き者がより企業に貢献する率の低いこと、言うまでもないのであります。本来ならば、企業がそういう技能養成をするような場合が日本でもかなり多いのであります。しかしながら、中小企業、零細企業の場合には、そういう施設も持ち得ないし、そういう方法をと

ろうとしてもでき得ないいろいろな事情がある。そういうところで、こういう訓練を受ける機会が多くなり、たい。その場合には、当然これによって訓練を受ける、受けなければならぬ人々というものは、おおむね直ちに生活の必要とするとか、その他経済上のいろいろな困難を他の道で援助を手をなげれば、この目的を完全に達することの困難な場合をわれわれはいろいろ具体的に想定をいたしまして、そういう点から、身体障害者並みというのではなくて、身体障害者にもこのような手当を出すという道も開けておるのだ。一般的にもそういう点を十分満たし得るように法案を生かそうというので、ここにこういう形を出したのでありますから、いかにも、この文章から見ると、身体障害者とそういう者とを一緒に並べているという感じがすけれども、持たれた意識はそういうところにあるので、いわば本法に一番大きな筋金を通したという考え方でございまして、十分御検討いただきまして、その精神をもつと強く生かすようにお骨折りをいたされれば、なおかつこうだと思ひます。修正はその意味であります。

○政府委員(渡谷直蔵君) 先ほどの田中委員の御質問の点でございまして、一般職業補導所におきましては、大体訓練期間が一年でございまして、それで、最初の半年間くらいは、これはほんとうの勉強時代でございまして、製品としても市中に売れるような物はとていできません。しかし、あとの半年、少くとも後半の三カ月くらいになりますと、木工にしても、あるいは大工にしても、ある程度の製品が作れるわけでございます。従つて、これを一般に売った場合の措置をどうするかという御質問でございまして、全国の場合を申し上げさせていただきます。原材料費は、当然県の歳出予算から出ておるわけでありまして、従つて、でき上りました製品を売りました収入は、一応は県の歳入予算に全部入る建前にいたしております。しかしながら、その過程におきまして、補導生が実際に働いて、何らかの作品、商品を作るわけでございまして、それに対する相当の対価として手当を出す、その予算は、県の歳出予算に組んでおるわけでございまして、その歳出予算で組まれた手当の中から訓練生に対して手当を支給しておる。こういう措置をとっております。

○田中一君 それでは、一府県でよろしいから、歳入歳出、それから製品、原価計算、利潤、工賃というものを一つ表にしてお出し願ひたいと思ひます。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

午後零時三十三分休憩

午後二時三十三分開会

○委員長(阿具根登君) 再開いたします。

委員の異動を報告いたします。

四月十七日付をもって田中一君が辞任され、その補欠として木下友敬君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) この際、追加いたしました、労働情勢に関する調査の一環として、ILOの問題について質疑を行います。質疑を願ひます。

○藤田藤太郎君 きょうは、予定された外務大臣、通産次官が見えなくなりまして、国鉄の小倉副総裁、職員局長に質疑を行いたいと思ひます。

私は、この前の三月十三日の吾孫子常務理事との間に、今の公労法四十三条、ILOの八十七号団結権の自由の条約、この関係につきまして質疑を行います。今日、これに関連して問題の起きております機関車労組の問題について質疑を行つたのでございまして、労働省並びに国鉄当局との質疑の中で、だんだんとこの問題が明らかになつて参つたのでございまして、公労法上の組合であるけれども、適格条件云々ということになつておる。しかし、当局と組合の間を見ても、いろいろの問題は、組合との関係というものはもう断ち切られた格好になつておる。しかし、時間外労働であるとか、その他労働者を動かす問題だけ、三六協定として締結をされておる。その他の問題は、千二百何号ですかの通牒をお出しになつて、陳情やその他もしてはいかぬ。または当局がお出しになる書類すら、機関車労組にお見せにならない。こういう状態の関係が續いておる。だんだんと質疑が進むにおきまして、三六協定も現実によつて、基準法関係の二四協定も、今、中央地方で話し合つておる。だからこれ話し合ひやなしに、協議をする、話し合ひをするということは、まとめる

という目的があつて行われるものだと私は認識をいたします。そのときの段階としては、二四協定も、三六協定も、当局としてはおやりになるということ、吾孫子常務はここで約束をされておるわけですから、ところが、だんだん聞いてみると、その後、お話しは具体化していかないとお聞きをするわけですから、そうすると、ここでお話しになつたことと少し違ふのじゃないかと思ひまして、きょうは小倉副総裁に御足労をわずらわしたわけですから、副総裁から、ぜひその点を、今日おやりになつておる問題を、明確にしたいと思ひます。

○説明員(小倉俊夫君) 機務はいろいろの点で正常化をするまでに至つておりませんので、国鉄をいたしましては、公労法上の団交はできないという建前をとつて参つたのでございまして、仰せの通りに労組法の組合ではございしますが、やはり、公共企業体内部の組合をいたしましては、公労法の規定の適用を受けず、その場合に、法律に違反する行為がございすれば、やはりその責を負わなければならぬ、こう考えるのでございまして。私の方も機務をとかく申すのではございせんのですが、ともかく公労法違反の事実があるようにと念願いたし、また、忠告もいたしているのでもございますが、それが違法状態が解消しない以前に、公労法上の団体交渉はいたすことができないということで、現場の支部、下部機構におきましては、これは労基法上の問題でございまして、三六協定といひ、二四協定といひ、これは労基法のことでございます。それで、公労法と法制が違ひますので、それで三六協定といひ、別の意味合いで、これもこちらが強い強制力があるというところは毛頭考えておりませんし、また、そういうことができません。双方の合意によりまして締結いたしているのでもございまして、二四協定につきましても、二四協定はいろいろな内容がございまして、それは双方の意思の合致がございまして、協定が成立したものでございまして。しかしながら、三六協定と同じ性質の労基法による交渉でございまして、これにつきましても話し合ひを申し申しますから、団交を申しますか、こういう道は開いていくというつもりをいたしております。ただ、その協定が成立するや否やは、双方の意思によるということでございます。

○藤田藤太郎君 三六協定については、おやりになつておる。そうすると、たとえば私の聞いているところによりますと、この月の四日には就業規則の指示をおやりになり、これは就業法に基く就業規則ですね、おやりになつて、三六協定の組合支部代表とお結びになつておる、三六協定は、ところが、その就業規則の同じ基準法の問題は、ここで吾孫子理事は、組合との関係を結ぶ、こういうことをおっしゃつておるのだが、就業規則の通達には、その支部代表者でなしに、職員代表という名目がなければならぬ、話し合ひは受け付けをしたらいかぬという、一つの通達を出しておる。こういうことになりまして、この前、吾孫子理事がおっしゃつたことと、だいたい

違ってくるのじゃないかと私は思うのですが、副總裁はどうですか。

○説明員(小倉俊夫君) 就業規則につきましては、私まだ詳細に存じておりませんので、職員局長から答えさせます。

○説明員(兼松孝君) お答えいたします。七百七十五号と申します通牒で、三六協定につきましても、基準法上の協定につきましても、私どもとしては、原則として職員代表と結ぶという考え方は、全般的には変つておらないのでございまして、基準法として私どもは、その原則でおることは事実でございます。この前のいろいろな御議論のときに、地方において、現実には、三六協定が支部の委員長の名で結ばれておるものがあるのではないかと御質問があったのに対して、私どもの方の子孫子理事からお答え申した件に關連すると思つてございまして、まあ原則でございまして、例外的な面も事実あることは承知しております。原則としては、そういう解釈をいたしております。

○藤田藤太郎君 そうすると、なんです、今の現実、組合の組織が中央地方にあって、地方でその支部の代表者というものは、どういふ格好で当局はお認めになるのですか。やはり、その団体の責任を持つ代表としてお認めになつて、三六の協定を結ばれる、それは例外だということ、どういふ解釈になるのですか。現実の問題を私は言つておられる。あなたの方が職員代表でありたいということがあるかも知れませんが、現実、そういう働く方の問題は、支部の代表者とお結びに

なつておる。それでいて、それは原則じゃないのである、そういうものもまじつておるのだ、これはちよつと私は、機関車労働組の人を呼んでこなければ、それ以上のことはよくわかりませんけれども、しかし、三六協定の結ばれておる対象者は、機関車労働組の支部である、こういう場合には私は認識する、こゝでこの委員会自身も、そういう認識の上に立つて質疑が行われたと私は理解している。ところが、それは例外だという場合におつしやられると、非常に認識が困るのですがね。理解の仕方を少し変えなきゃならぬことになつて困るのですが、どういふことなんでしょうか。

○説明員(兼松孝君) お答えいたします。今申し上げました例外の關係では、事実、職員代表として結ばれたものよりも、代表として委員長の名がついて結ばれたものの方が多かったというところは、率直に認めざるを得ない事実でございます。ただ、その点につきましては、組合のいろいろのいきさつがございまして、これは七百七十五号が出ましたときは、昨年の八月の五日でございまして、その段階と十二月との間に、労使双方の姿に変化がございましたゆえんも、その通達にいろいろ反映しておるのございまして、それぞれの時点における労使關係の相互の理解というふうなものも影響しておるのございまして。

○藤田藤太郎君 そうしますと、この委員会では、三六協定と二四協定はやりまして、明確に吾孫子常務理事は言つておられる。中央の話し合いも少しはされたようですが、地方は明確にやつておるし、やるのだということ

明確にされておる。基準法關係の問題だけは、とにかくやるのだという場合に、明確にされておる。二四協定のところ、これだけ私は機関車労働組を調べてみました。そうすると、二十七地方管理局支部があつて、協定に立つておる所はゼロである、調停事項にかかつておる所が五カ所、その他は、こゝで話し合ひましてこれをまとめるということをや明らかながら、その話の一つも進んでいない。これはどういふことなんでしょうか。こゝで御返答されて、われわれが理解したこと、現実に行われておること、これだけ食い違いがあるということ、いいでしょう。これを私はお聞きしたかったのです。

○説明員(兼松孝君) お答えいたします。終局的な法律の解釈をいたしまして、二十四条と三六条とが法律的に同じ考へのもとに、基礎のもとに立つものであるということにつきましては、私どもも理解いたしております。で、その方向に向つていたと思つております。機関車労働組合のあたりとも、きつめて非公式ではございますが、常時、その点についてのお話し合ひをいたしております。それにつきましまして、この問題を地方に出しますにつきましまして、お互いの立場でございまして、相互の理解と協力ということが、労使關係には大事であると考えます。その意味で、私どもの方も、地方に対しての解釈上の通達を出すについて、機関車労働組合の方でも、具体的なやはり考え方を示していただかないか、そこで初めて歩み寄りができるというお話をしております。本件についても、やや、その点で一步入ったことと存じておりますので、まあ時期の問題ではないか、こゝ考えております。

○藤田藤太郎君 協定、話し合ひに入るには、何かほかに、もう一つ条件があるようにおつしやるが、この国会の質疑は、議事録が明確にあるのですから、二十四条も三六条も地方地域でやつておるといふことですね、「さうでございまして」と、明確に吾孫子常務理事は答へになつておるのです。その前の方は、時間をとりますから省きますが、それじゃ、私たちは、そういう理解のもとに、この前の十三日の委員会を終つておる。それで、あなたのお話を聞いておると、何か話し合ひを始めるまでに、もう一つ条件があるやうな話なんです。この話し合ひをするのに、どういふ条件を組合が云々ということになるのですか。そうでなければいいです。私のお聞きした認識では、そういう条件というものをお出しなつて、どういふことというふうに言われたように聞かれます。吾孫子常務理事の話では、そういう条件とか何とかというのでなしに、基準法に關係した、特に三六協定二四協定についてはやります、むろん現実にはやつておるのだ、こゝういふお話しだ。ところが、聞いたところが、やつていない。そこで、御足労をわずらわすことになつたわけでありまして。ですから、そのところをもう少し明確にしたいだきたい。

○説明員(兼松孝君) むずかしい条件等は別に出してありませんが、吾孫子理事から申し上げましたと同じこととありまして、終局的には、私どもの方としてもやつておりますが、条件というやうなことは、特に私どもとしては、はつきりいたしておりますが、労使間のお話し合ひでありますので、

話をするについての相互の理解なり何なり、国会での質疑というものは、御質問に対してお答えいたした当方の結論でございまして。しかしながら、労使間というものは、いろいろデリケートな相互の事情がございまして、国会の質疑と離れない範圍内におきまして、しかし、全般的には相互の理解と協力を前提にして話は私ども進められるものと思つておりますから、そういう話をしておる事情でございまして。時期の問題で結論には到達いたしておりますが、まだ前提的な時間的關係である、こゝろ思つております。

○藤田藤太郎君 私は、それならこゝへ来ていただく、御足労をわずらわすということはなかったと思つます。これは話をしておられて、労使の問題で、こゝういふところ、話をきめようと言つて、二十七カ所によつてお話し合ひが進んでおれば、結論はまだ出ていないという問題なら、私はこゝう質問をしません。先ほど申し上げましたやうにゼロだ、そしてその話し合ひの糸口すらできないから、五カ所が調停申請をして、これが現実だと聞いてみると、もう一カ月以上たつておるのに、こゝできつとわれわれが理解しておると違つてくる。あなたはそのはつきりおつしやなかつたと思ひますけれども、国会で答弁したところと労使の關係は微妙だとおつしやいますけれども、しかし、こゝういふ場合におやりになるということだけは明確なんでしょう、そゝでしよ。それじゃその方向によつて微妙な労使の問題があつても、皆さん方がこれをやろうというのを、それは労使の話し合ひといふのは二十七カ所に進むわけ

です、進まないはずがない。あなたの方が進められないから、もう労使の間が断ち切れておるといふ状態なんでしょう。それが、この前われわれが御返事を聞いて一カ月もたっているのに、そういうことなんです。あなたの今のお話を聞くと、何か話し合いをしておるんだけれども結論に達してない。そういうことなら、私はここであなたに質問する必要はないと思ひます。促進して下さい、何かして下さい、という言い方に私はなると思ひます。しかし、全然行われていないところに、私は、問題としてここで約束されたことと、一カ月の間やっておるのに違ふところがある、これはどういふことですかというのを、お聞きせざるを得ないんです。これは議事録というものは外へ出ますから、組合の方は、こういう状態で明確になっておるのに、一つも進まないから、これはどういふことですかというのを、お聞きせられると、私も現実職場々々を回って見るわけにいきませんから、副総裁以下来ていただいて、明確にせざるを得ないんです。現実行われていないところ、問題がある。だから、いつからおやりになるんです。それじゃ、今話し合ひなら、どういふ格好でやっておるんですか、それを一つ聞かせて下さい。

○説明員(兼松孝君) これは二つの段階がございます。一つは、本社の私どもと本部の委員の一部の方に、今こういつた問題の扱い方について、従来の経緯その他を全般として懇談をいたしておるものでございます。その一部は、きよりの午前中、私が機関車労働組合の書記長と約一時間御懇談いたしております。まだいろいろな問題がございます。結論には達していませんので、地方に全面的な指示を出すには至っておりませんが、地方別に調停のあります場合、あるいはその他の場所等につきましては、現に部分的に話の行われておる所もございまして、こういった問題は、場所によって非常に違ひますし、それから支部その他と局との労使関係のいろいろな姿によつても違つておりますので、二十七全部同じであるとは申しかねるのでございまして、二十七一つも話をしないというわけでは絶対にございせん。全体としての足がそろいますのには、なお少しの時間がかかるのではないかと、こう考えております。

○藤田藤太郎君 そうすると、なんですね、こういう工合に理解していいんですか。一、二話し合ひが進んでいる所がある、そして当局としては二十七の地域においていつでも交渉する態勢を持つてゐる、あしたからでも交渉というか、話し合ひ、組合の支部の方から申し込まれたときには、話し合ひに応じる、こういうことだと理解していいですか。

○説明員(兼松孝君) ただいまの後段は、御理解をさせていただくのはちょっと早いと思ひます。ただし、今申し上げました通り、本社、本部の間でいろいろ問題についての十分な理解がつかずれば、私どもの方でも近々に指導はいたす方針でございます。全面的にいつでも用意ができておるといふ状況には、まだ立ち至っておりません。この句日を要するのではないかと考えております。しかし、結論をいたしましての行きつく先につきましては、将来はお話の通りでございます。

○藤田藤太郎君 そのあとの方が少し違ひとおっしゃるけれども、もう一カ月前の話し合ひを各地方地域でやつておるといふことを吾孫子常務はここで確認されておるのです。それにまだ何か指導しなければその話が進展ぬという話になりますと、いつからそれじゃその話になるのですか。

私はここで聞きたいのは、中央では少し今のところまだ理解のしようが足らぬけれども、地域では、話は全部やつておるのだと、だからその点については現実行われてゐるのだから、われわれも促進をいたします、中央、地方で促進をいたしますというふうなふうに、私は理解をしておつたのですが、ところが、まだ句日を経なければ、それから先、将来の交渉、話し合ひが始まる。それにはこつちが指導を云々と、私は、そういう話になつてくると、われわれがここで質疑をして理解したと非常に違つてくるから困るんです。これは副総裁どうなんでしょうね、その点は。

もう一つ、私は労働二四九号の通牒、この通牒のたゞは、内容のいかんを問はず、実際の陳情、話し合ひに応じないとか、こういうことで労使の関係はあつていかどうかということ、私は考えております。だからそういうところの副総裁のお気持ちを聞かしていただきたいと思います。

○説明員(小倉俊夫君) 先生の申し上げる通りでございます。国鉄は労組と管理者側とが互に信頼し合つて法律を守つていくということが、公共企業体として一番課せられた使命でございます。そして、そういう方向に行くべく努力いたしておるのでございます。しかし、私どもと組合との間で立場の相違もございまして、いろいろ食い違ひが起ることもございしますが、そういう点はできるだけすみやかに、円満に、話し合ひで協調していきたいというの、私どもの念願でございます。ただ、繰り返して申し上げますが、ただいまのところ、機務が公労法上の違反をいたしておりますので、そういう点で、公労法上の団体交渉ができないのを私も遺憾に思つておまして、まあこれは私どもの立場からだけの話でございますが、機務の諸君に、できるだけすみやかに正常化をしていただきたいというのが念願でございます。

ただいまの具体的問題に触れますが、私どもも、国会で吾孫子常務から答弁したように、とにかく三六協定と二四協定とは、労基法上の同系列の事項でございますので、これにつきましても、諸先生の御注意もあるやうでございます。この三六協定ばかりでなく、二四協定につきましても、話し合ひの窓口を設けたいと、こう思つております。この点につきましても、前々お答えした通りでございます。ただ、話をいたしますにつきましても、今までのいろいろこじれた問題もございまして、それからいろいろお互いにこの軌道に乗るやうな理解を持ちまして、その上に立つて労基法上の話し合ひを進めていきたいと、それにつきまして、ただいま職員局長から話がありまして、多少の日時をかしめていただきたいと思います。こゝろ申し上げたのでございます。ただいま先生がおっしゃいましたように、私どもは御催促の意味と解しまして、できるだけ事務

をすみやかに進めていきたい、こういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君 そうすると、三六、二四の協定、また機関車労働の陳情や話し合ひは、窓口を開いていくというお気持ちなんですか。

そこで、私は時期の問題を明確にしておきたいと思ひますけれども、旬日とか、早い機会とかおっしゃいますけれども、それはあとでどれくらいだといふことをお聞かせを願ひたいと思ひますが、もう一つは、この通牒に出て参ります非公式であるといふことを問はずとか、または内容のいかににかかわらず一切の陳情、話し合ひにに応じないというふうなことは、ここでは食い違つて参ります。今の小倉副総裁のお話、また、実際に二四協定、三六協定はおやりになつてゐることは、だいたい私は食い違つてゐると思ひますが、その通牒はどういう今後取扱いをされますか、それと二段お答え願ひたい。

○説明員(小倉俊夫君) まず最初のお話の、時期の問題でございますが、先ほど申しますように、労使の話し合ひといふのは単純ではございせん、いろいろな問題がからんで参りますので、先ほど職員局長が申し上げました通りに、筋は筋でございますが、まあいろいろな理解のもとに立つて話し合ひを進めるといふことでございまして、そのうち意味合ひで、いつそれが両方の理解が成立するかといふふうなことは、これは労使の団交のこととございまして、これは、いつまでに必ずやるといふお答えは差し控へ、またお許しを願ひたい、こう考えます。

それから一二四九でございましたか
その通牒につきましては、それは公共企
業体の法律関係におきまして国交はい
たさないと、こういう通牒でございま
すが、それがまあ申し上げていいのや
らうやらわかりませんが、それを
一度誤解を受けるような取扱ひを受け
たものですから、話し合いも陳情もで
きないということに相なったのでござ
います。しかし、前々から申し上げま
すように、現場におきます話し合
いは、これは労基法上の話し合いでござ
いまして、その通牒にもかかわらず
せず、現に三六協定というものは締結
いたしておるのでございますからし
て、そこに矛盾は私はないと、こう考
えております。

○藤田藤太郎君　そこで、当然この通
牒の問題が関係してくる問題で、この
ままで陳情や話し合いというものは、
一切問題のいかんを問はずというよう
な格好でやって、労使関係というもの
の關係であつてよいと私は思えないの
です。これは第一の問題です。

そこで、具体的に基準法関係の話し
合いをする、すみやかにということで
ございます。だから、先ほど職員局長
は、書記長と懇談をしたという話があ
りました。で、書記長との懇談——二
四と三六の協定は地方でやりになる
というのだから、私は地方で早急にこ
の話をやはり進めるといふことを、こ
こで私は何かはつきりしておいてもら
いたい。そうでないと、まだじいせん
と、この前はつきりしておいて、
一カ月もたつて早急にやる、近い将来
にやるという格好でいつまでも同じ状
態が続くと思ふ。だからこの点は、副
総裁の立場から、いつになったらそれ
じや窓口を開いてこの問題を地方で始

めるのだという見通しを一つつけてお
いていただきたい。

○説明員(小倉俊夫君)　先ほど申し
上げましたように、それはまあ国鉄部
内におきます管理者と機関車労働組
合の問題でございまして、しかも、そ
れはただいま話し合いをいろいろ進め
ておる過程でございまして、いつ
までにかつてきつて格好で実行する
というところにつきましては、これは一
つここでお約束申し上げることは差し
控えないと、かように考えます。

○藤田藤太郎君　ちよつと誤解がある
ようですけれども、私の言っているの
は、この協定をいつまでにするという
話まで私はここで立ち入れないと思
うのです。私の言っているのは、話し合
いをいつから始めになるかというこ
とを聞かせてくれと、こう言っている
のです。全然もう窓口が開かれない、
締まっているままの状態ですから、こ
こではつきり一カ月前に窓口を開いて話
し合いをするのだということをおつ
しやつてゐるのに、その出発点がまだ
見通しがつかぬ状態ですから、協定を
どうしようという問題まで立ち入るの
はございしません。窓口の話し合いをい
つかからお始めになるかということを開
きた、こう申し上げておる。ちよつ
と誤解があつたから……

○説明員(小倉俊夫君)　誤解はまこと
に恐縮でございました。先ほど職員局
長もお話し申し上げました通りに、労
使間のいろいろな問題もございまし
て、結局二四協定にいたしましたも
そのうちの取り上げるべきもの、取り
上げられないものの意思の合致が見ら
れないもの、いろいろございする
が、そういう話し合いを進めて参りま

すにも、双方の誠意と理解、協力と
いったようなものが必要になつて参り
ますので、その話し合いを本部でいた
してあります。で、本部でいたしてお
りまして、そういう理解をできるだけ
すみやかにつきたい。これにつきま
しては、私どもも誠意を持っていますが、機
関車の方にも極力御誠意を持ってもら
いまして、そうしてその上で地方にお
いて交渉の窓口を開くと、こういうこ
とになりますので、そういういきさつ
でございしますから、本部におきま
してそう長いこともなく、双方努力を
重ねておきますので、先ほど職員局
長が申しましたように、そう長いこ
とではない、旬日の御猶予をお願い
いたし、こう申し上げておる次第でござ
います。

○藤田藤太郎君　それではわかりまし
た。本部で今お話し合いをしておられ
るわけですね。それじゃわかりまし
た。それでは、それは非常に短い時間
の間に、地方に移して話し合いになる
ように努力をする、こういう場合に
理解をしてよろしいですね。——わか
りました。

それじゃもう一つ聞いておきたいの
ですが、先日出ました仲裁裁定の問題
について、機関車労働組の所属職員につ
いても同一の態度をもつて対処するよ
う要望する、という裁定が出ていま
すね。こういうのは、機関車労働組に
対してどういう場合に通過されたか。お取
扱ひになったか。この前、私は非常
に一つ気になったのですが、通牒を見せて
くれと言つたて見せもしなかったと
いうような話があつたのですが、今は
まあ中央と当局でそういう話がある
というのだから、そういうことはまさか

ないと思ひますけれども、念のため
に、このことだけ一つ聞いておきた
い。

○説明員(兼松孝君)　これは藤林公
委の会長から十河総裁あての手紙のこ
とと解しますが、その点では、去年機
関車労働組合は仲裁の実施を国鉄労働
組合より先にいたしました。で、機
関車が優先実施いたしましたのですが、今
回は公労委の委員長から、優先実施に
ついてはしない、同時にやれと、他
の三組合と同時にいうふうなお手紙の
ようにいただけたので、私どもの方
としては、他の組合と——交渉のでき
る組合と交渉ができたならば、直
ちにそれを機関車さんにも同時に実施
するようにいたすつもりでおります。

それから、現在でも、この春の期末
手当、その他の仲裁につきましても、
他のいろいろな実施につきましても、
機関車労働組合にも、他組合との協約
の内容もお見せし、また、同様に実施
するということのお知らせも正式にい
たしてもあります。交渉はできませんけ
れども、実施の内容につきましても、理
解をしていただくようにしてございま
す。

○木島虎蔵君　関連質問。この問題に
ついては、この前予算委員会でもちよ
つと問題になったことがあるのですが、
例の何号という通牒は、どうも文面が
あまりひどいといふことがあつたとき
に議論になった。ところが、団体交渉
と、現在の法律の建前からいふと、当
局が法律を破ることになるのだ。そ
ういふ議論がございました。そこで、
今、話し合いを進めるといふふうに話
をしておられました。が、団体交渉と話

し合いとの限界を、およそどういうと
ころに置いておられるのですか。

○説明員(兼松孝君)　労使間の理解で
はございします。で、的確な答えとは
ならないかもしれませんが、一応、公
労法上、団体交渉の対象となるべき事項
というものがございしておりますので、
その対象となるべき事項についての意
見の交換なり何なりは、すべて交渉の
うちであると考えますが、公労法の交
渉事項以外のものにつきましては、話
し合いということに了解いたしてお
ります。

○木島虎蔵君　そこで、今のような限
界でよろしいかと思ひますが、その最
初の通牒にあつたように、お前のよう
なのは相手にしないのだというふうな
扱い方で職員との関係をおやりにな
るというところはどうかと思ひます。そ
で、今、藤田委員から話が出たと思
ひますが、今、御答弁にもありましたよ
うに、団体交渉にわたらざる範囲でも
けつこうだが、それがはつきりするま
では事実上のそういう業務の運営なり
をしていくうちに、差しつかえないよ
うにやつていただきたい。こう希望
する次第であります。

○藤田藤太郎君　最後に副総裁に聞い
ておきたいが、問題は三六条と二十
四条協定の問題が、ここで、この前の
質疑から通じて、今、中央の機関車
部との間に進める手続について話し合
いをしてゐるというのですからいいの
ですが、そういうことになつて窓口を
開くということになると、一二四九の
通牒というものは、今、木島委員が言
われたように、だれが見てもちよつと
どい。それは労使関係で、そういうこ
とをやつていいのかというところが、私

は、今の問題点だと思ふのです。今、直ちにここで御返答が、先ほどから申し上げたが、できぬようですけれども、私は強い希望として、このような通牒については、やはり考え直していただかなければならぬ。それを十分に一つ考えてもらいたいということだけを、私は最後に希望として申し上げます。

それではどうもありがとうございます。時間がありませんので、国鉄当局に対する質疑は終りたいと思ひます。

通産次官がおいでいただきましたので、通産次官に、この際、お尋ねをしたい問題なんです。

それは、この前、通産局長が、中山さんですか、お見えになって、今、この社労委員会で取り上げておられますILOと、それから日本の経済政策との関係なんです。この点について、この前、次長と私の質疑の間では、一応考え方についてわかつたような気がするのですが、ありますけれども、私は、きょうは大にぜひ来ていただいて、明らかにしたいだきたいと思つておりました。私は、やはり日本の通産行政をおやりにする責任者である大臣、きょうは大臣が御都合が悪いということですから、次官においでをお願いしておきたい。明確にしておきたいと思ふことは、この前も質疑のときに申し上げましたが、日本の経済の歴史、特に貿易が問題になると思ひますけれども、チープ・レーバー、ソーシヤル・ダンピングという関係、ILOというのはいく九一九年から続いている問題です。一時日本は脱退いたしましたけれども、そこで、日本の商品というものがそ

ういう形でボイコットされた時代というものは、私は歴史的にあつたと思ひます。今日それと同じ条件かというところ、もういふ言ひきれない面があると思ひますけれども、何と云つてもILOというものが国際労働保護の建前に立つてきてから、ILOの一番大きな目的というのは、労働者の保護、社会保障と労働保護の基準を上げていくというものが根本でございまして、これは、これによって世界の経済の繁栄と、そしてその人類の生活、近代社会への道を開いていくという経済の問題と、絶対に切り離せない問題だ、私たちはこう考えておる。ところが、この前少し質疑をしてみますと、どうも四十回も総会を一九一九年から開いて、そのあらゆる問題が、条約でも七つも作つておる。それについて通産省が、産業政策、経済政策を立てる所において、非常に無関心であるという気が私は非常に深刻にいたしました。だから、私は、これでいいのかどうかという問題が、第一の疑問点として出て参りました。私は、この社会労働委員会、労働行政、厚生行政を質疑いたします中から出てくるのは、たとえば厚生行政の千百十三万のボーダー・ライン、今日、日本の政府の統計発表によつて六十五万の純粋失業、数百万の潜在失業という、こういう面から見ても、非常に生活の低い人があるという、こういうものも関係なしとはいへない。だから今度の石田労働大臣は、労働大臣になると同時に、日本の産業経済政策を立てるには、労働者の問題を考えなければこれは無意味なんだ。これをまず基礎に置

いて経済政策を立てなければだめなんだというところをここで言明され、そのように内閣員の一人として理解されるところ、それは、私には非常にいいお考えだ、そういう工合に考えたわけですから、ところが、具体的に進んでくると、それは二、三年ちょっと待たされた、ということになりましたけれども、これは労働行政の面でございまして、これは労働行政の面でございまして、これをながめて見ても、労働者の生活、社会保障、保護という問題が、国の政治の中心をなしている。そういうものについて、通産省としてはどういう工合にお考えになっておるかというところ、私はお聞きしたのでございまして、けれども、もう少し私は——私の理解するところまで御説明がいただけたから、今日おいでをお願いしたわけなんです。だからILOについて、まずどういう工合に国際労働基準を上げていくという問題と、日本の産業経済政策にはどういう形で考慮されておるかというところ、一つお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 日本の産業経済の発展をはかつていく、こういう立場に置かれておるのであります。私はその目的の達成のために、結局産業の発展というものは、人によつてプロモートされる。従ひまして、労働力の向上、労働者の生活向上という問題が、当然に重要な問題であると考えておるのであります。従ひまして、ILOと産業政策との関係は、御指摘のようになつておられます。私は、与えられておる正面から申し上げますと、まず産業政策というものを立てるに当りまして、それ

をできるだけ能率的に上げていく、同時に、これの、所得の配分というやうな問題につきましても、十分な考え方を持たなければならぬ。私は、そういう意味から、特に戦後の生産性向上運動というやうなものが、従来の合理化運動と違ふのは、そこに重点があるものだとも考えておるわけでありました。

○藤田藤太郎君 それじゃ、通産省の質問をちょっと譲りまして、大臣が見えまして、外務大臣にお尋ねをいたしたいのであります。

それは、御承知の通り、この前、外務省の国際協力局長においでを願つて、ILO条約の問題についてお聞きをしたのでありますけれども、どうも、ILOが一九一九年にできて、それから、まあ今は国際連合の下部組織という工合に、国際連合から国際連合に変わつておるといふことでございまして、けれども、しかし、その労働省が担当の所管省でありまして、具体的には、たとえばILOの総会とか、諸会議に於いては、外務省の出先がやはり主要なメンバーとしてここに参画されておると私は認識をいたしております。私は、今この百七つの条約の中で、日本が二十四しか批准をいたしていません。ほかには、勧告がございまして、けれども、ところが、批准された問題といふのは、むしろ多くは一九二〇年代の問題で、近代国家への、各国が努力をしていゝ中で、三〇年代、四〇年代の条約とか勧告といふものが、どうも日本の国政運用の中では、十分に取組まれていない。これはやはり、国全体の経済または貿易との関係に非常に密接な関

が、国協局長は、従来の経過なり、あるいは実績、あるいは他国との比較等について技術的な御説明をしたことと存じますので、その点は、さうに御了承をお願いしたいと思います。

私といたしまして、日本がILOに加盟しておりますことは、日本が国際社会に出て参ります上において、国際間のいろいろな重要な取りきめの一つとしてILOの決議等も尊重して参らなければならず、また、問題によりましては、むしろその決議ができませんと、日本側がそれに対して反対の態度をとる場合もあると思ひますが、決議ができませんと、それが世界的な規則になつて参りますれば、それを尊重して参りますことは当然だと思ひるのであります。ただ、これらの問題は、国内のいろいろな経済発展の段階もござりますし、あるいは国民の長い間の習慣を急激に変えるというような問題も起つてくるかと思ひるのであります。

従つて、これらの問題を国内行政的に十分関連させて、そうしてこれらの条約を一日も早く批准して、日本もそれらに従つていき得るような態勢に逐次整備していくことが必要だと思ひるのであります。そういう意味においては、条約討議の際に、日本がそれぞれの条約に対してとりました立場等からも類推して、あるものはすぐに国内態勢が整つて批准できるものもありましようし、あるものについては相当長期間をかけてそれらの態勢を整備していかなければならぬ場合もあろうかと思ひるのであります。そういう意味において、逐次国内態勢を整備されていく、また国内態勢の整備の一つの機縁になるというふうなふりにも考えら

れるわけでありまして、そういう意味においては、やはり将来にわたつてこういう国際的な関係を十分尊重しつつ、国内態勢の整備というものに努力して、そうして国際社会に同じような立場でもって歩いて行き得るようになつていくことを、私として希望し、また、そういうことが適當であらうと、こう考えておるわけでありま

○藤田藤太郎君 今の外務大臣の御所見については、努力をしようと、一般的なILOに対するお考えを申されま

した。ところが現実の問題は、大臣、百七つのうち、今の日本の批准は、先ほど私が申し上げたような状態の中でまづいてゐる。この委員会でも問題になつてゐるのは、団結権の自由の問題が、決議案として出されて問題になつてゐる。これはここで私はあなたと論議しようとは思ひませんが、そのように、今日の近代社会がもうとくに卒業してゐるような問題が、まだまだ未批准で残つてゐるというところに問題がある。労働時間の問題、社会保障の問題、その他いろいろな問題がある。だから私は政府に、労使一、一という会議でもつて三分の二以上でまづいて、そうして国際労働基準を作り上げようというこの趣旨を、私はやはり引き上げていこうという日々の努力が具体的に大臣のお言葉の通りに理解してゐると思ひますが、ところが、それが具体的に実現されないと困るという問題で、だから労働大臣、通産大臣、外務大臣が特に関係があると思ひまして、そういう質疑や御所見を承つておるわけなんです。主管大臣は労働大臣

であるが、特に協力関係にある外務大臣としては、もっとも努力されて、国内の水準を上げる、また、国際的な水準がきまれば、これに合致するよう努力をするように、具体的な処置が講じられなければならぬ。私は、一番よく知つてゐるのではありませんかと思ひつゝ、単にさうだつて、ILOと協力していかなければならぬものだといふことだけでは、ちよつと私は今の現実の問題と、少し離れ過ぎるのじゃないか。だから、外務大臣としてはこのILOの問題が、今度はILO全体の問題になつておられますから、積極的になつておられたい、今年は一つや

たいといふお気持ちのほどを、一つお聞かせをお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 国内の労働上の環境を改善し、あるいは労働関係の諸般の法規を整備していくというよりなことは、私は非常に必要だと思ひるのであります。私も政府に入ります前に、自分が事業を経営しておりました、能率的な労働力の結集ということ、やはり生活の向上であり、産業の向上であり、また、諸般の環境の整備というところが、実質的に労働の能率を高め、そして非常に大きな生産力の原因になると考えもし、やつてきたものであります。従ひまして、私としては国内の諸般の問題が整備されるということについて、労働関係の担当の仕事はいたしておりましたし、あるいはまた、通産行政の方の関係の仕事をしておりませんが、十分関心を持っておることは、私の経歴から申しても当然持つておるわけでありま

す。ただ御承知のように、この種の協約が二十年前には相当非常な勢いで批准されたが、その後一向に進んでいないというの

は、現状から申しますれば、終戦後の混乱したいろいろな状況その他から起つておるのでありまして、そういう意味において、国内態勢の整備強化という問題についても、必ずしも十分でなかつた点もありますし、あるいは急激にいろいろな変化が起つてきておられますので、それらに対する対応力という点も、必ずしも十分整備しておらぬ点もあると思ひます。現在の労働大臣は、こういう問題について非常に熱心でありまして、この種の問題につきましても、過去の取りきめられております条約等について十分検討を加え、一面においては、それらの検討を加えた結果として、国内法制の整備という点の問題についても考慮しつつ労働行政を担当しておられるのであります。そういう意味におい

て、私は敬意を表しておるわけでありま

す。われわれといたしましては、むしろさういふ面について日本の経済産業の発展を促進する上においては、やはり適当な環境と適当な待遇とその他諸般の労働関係を整備する必要があると思つておられますので、今後ともそういう問題について十分な関心を持つて側面から協力していきたいというふう

国際社会の貿易親善についても、非常に重要な要素を持つておるのではない。だから、そういう面から見て、私は外務省の今までのやり方について、この問題を見られる目というものは、熱意が足らぬという感じが感ぜられなかった。大臣は、いろいろと生産についてこれた今までの歴史の御経緯を今お話しになりましたけれども、なおさらそういう問題については身に感じられておると思う。だから、そういう点について、たとえば今の貿易のボーイコットを受けておるような問題が、どういふ場合に、相手の国はどいういふ感じを持つておるかということが一つ、それから在外公館の出先が、公館長会議とか外務省なんかには報告をされるときに、この外交問題についてどういふ報告がされておるかという点について、この際、お聞かせを願いたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 経済外交と申しますか、あるいはその中の一つであります輸出貿易の振興という建前からしまして、日本の商品の輸出増加あるいは低価格によりまして、それが日本のソーシャル・ダンピングではないかという問題は、しばしば各地で提起されるわけでありまして、まことにそういう問題が起ることは遺憾であります。われわれとしても、そういう問題について十分情報を集め、また、輸入制限なりあるいは関税を上げるといふような問題が起つて参りましたときに、日本の立場というものを十分説明して参らなければならぬと思うのであります。そこで、日本のソーシャル・ダンピングというものについては、私は若干の誤解があると思うの

でありますけれども、日本人の国民生活全体のレベルから見まして、それをそのまま引き直して見る。しかも、それを労働賃金だけに引き直して見るといふところに、若干相手国側の認識が足りない。あるいは故意にソーシャル・ダンピングの問題にそれを引きつけていくという点があるかと思うのであります。しかしながら、日本がやっぱり国際社会におきまして、貿易をほんとうに競争していくためには、日本の国内の労働条件が十分に改善されて、そうしてそういう問題について、やはりどこからか、たとえ若干の誤解があろうとも、そういう問題が指摘されないことが望ましいことなであります。ただ、日本の御承知の産業組織といふものが、輸出産業のおもなるものが中小企業を主体としてやっております。過去におきましては、やはり人口過剰の關係もありまして、そして安い品物を、粗悪であらうと安い品物を売っていく、こういうような立場からいいますと、やむを得ず低賃金になる、特にそういう問題に關して、低賃金になることが起り得ると思うのであります。これはやはり日本の産業全体が技術的にレベルを上げて、そしていい品物を作っていく、質のいいものを作っていくということによつて、相当な価格で、従来言つておりますように悪かろう安かろうではなくて、よかろう高かろうという段階に持っていくなければならぬ、そういう面については、むろん技術的に、労働者の技術的水準というものを一面では非常に上げていかなければならぬ、他面は、中小企業その他に対する金融

面、政策その他によりまして、十分に

にそういう仕事ができる、あるいは新しい技術を取り入れて、いろいろな金融政策的措置その他が、並行して国内産業政策の上で行われて、そうして初めて十分ない品物を、しかも高くというふうな段階に持っていくのではありませんかと思うので、御承知のように最近戦後十年が過ぎまして、戦前と比べて、日本の技術水準というものはずつと上つてきて、いろいろ輸出しております物の品質も、決して戦前と比べて悪い物ではない、むしろ非常に質のいい物が出てきておる、これがなお過当競争その他のために安く売られるというところは、はなはだ残念なものであります。そういう面等に注意して参りますれば、従来いわれておりますような低賃金でなくとも、十分な賃金も給与しながら、いい品物を作って、そして外国からもソーシャル・ダンピングというふうな点についての苦情といひますか、あるいはある場合においては言いがかりとも思ふわけでありまして、そういうものを改善していけるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでありまして、そういう意味において、全体のいろいろな力を総合して、一日も早くそういうことに持っていくというところを、われわれは経済外交、特に貿易等の問題を取り扱つていて、感じるところでありますし、外務省にいたしまして、今後のそういう問題については十分関心を持つてやらなければならぬと思ふのであります。ここで外務省の言いわけを申し上げるわけでもございませぬが、戦後、外務省の機構はこわれておりました、急激に外務省が関係した参ります国々の数も多くなつておりまして、なかなか人手も足

りないということであり、あるいは外務省内における仕事も非常にふえておる關係上、両方相持つてこいう問題について、もつと十分注意をしながら、あるいは労働者なりあるいは通産省なりと、外国等の実情等について打ち合せて努力していくところに、若干欠けるところがあるようにも考へるのであります。今後ともそういう面については、われわれとしても十分の努力をして、他の関係各省の御期待にも沿うように、われわれ日本の貿易を振興しておるのであります。いたづらにそういうことの名目と申しますか、そういうことのために輸出貿易が阻害され、あるいは制限され、あるいは関税問題等が取り上げられることのないように、努力していかなければならぬ、こう考へております。

○山本経勝君 今、藤山外務大臣が言ひわけではないという御説明ですが、実は言ひわけそのものだと思うのです。問題は、先ほどおっしゃつたように、ILOの条約批准に關する問題は、事、労働省が所管省として労働大臣が中心になつてやるというところは、私も一応存じておる。ところが、ILO条約の根本になつておる規定を見ますと、いはち勧告等、これは日本政府代表が参加してやつておるのですから、歸つてきて閣議に報告するはずなんです。しかも、これは一年半の間に少くとも検討をして、何らかの意思表示をしなければならぬことになつてゐることは、外務大臣御承知の通りなんです。そうしますと、内部態勢をこれに合せることの準備が必要だといわれる、そうしますと、当然この間に

国内で閣議の報告を経て、そうしてし

か、この方のお話も聞いた。ところが、これは歸つてきまして当然義務づけとして閣議に報告がされてゐる、そうしたら、閣僚の一人として、しかも外務大臣という重要なポストにおられて、しかも外交を担当されておつて、その外交の場面では閣議連合と並んで非常に重要ないろいろな機関がありまして、これらのものは、もともと基本は閣議連合を中心にして動いておる実情である。そうしますと、当然外交問題として、もう少し積極的な推進方がなされなければならぬと思ふ。それは単に所管が労働大臣である、あるいは労働省であるからというので見送るような事態ではない。そのことがむしろ国内の状態を非常に悪くした状態に温存するために、政策的にやられたのではな

ない

はわれわれが無理をしいるのであるかも知れからぬと思うのでありますが、しかし、せっかく御出席下さったのですから、少しばかり身を入れてお答え願うたらどうかと思うのであります。おそらく外務大臣としては、言うまでもなく、この問題については労働大臣と御協議に相なつて、外務大臣としては、できるだけ早い機会に批准すべきであるというおそろく見解はお持ちだろうと思ふ。ただいままでの御答弁の中に、若干の御示唆がありました。が、あとは労働大臣の決意をお待ちになつておられるのでしよう。外務大臣としてはおそろくそうだと思ふ。言うまでもなく、公労法の第四条第三項を削つて、職員外の労働組合の代表者をも、これを認める段階に踏み切るといふことの政府部内の御意見の決定の時期をお待ちになつておられるだろうと私も推察

する。また、そうでなければならぬはずであると思うのでありますから、具体的にお答えをいたさうとは思いませんが、外務大臣としてのお見通しとしては、この条約の批准が近い将来にできる見込みがあるという、また、少なくともならぬというお見通しを持っておるかというこの御所見ぐらゐは、お漏らしおきを願つた方がよいのじやないかと思うのでございますが、いかがでございますか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) いろいろな未批准中の条約の問題につきまして、ただいまそれぞれ検討を、政府としても、労働大臣を中心にしていたしておるわけでありまして、その一々について見込みがある、見込みがないというふうな、あるいは、いつの時期にこの条約は批准できるだらうかというところまで、ただいま申し上げるわけにはいかなさうと思つておりますが、前提として、私が申し上げましたように、慣習に従つて、できるだけ日本の国内態勢を整備して、そして、この条約につきまして、十分な効力の発生するような方向に努力をするというところについて、私どもとしても十分考へておるわけでありまして、

○山本経勝君 非常にくだいようで、申しわけないのですが、重大なことはやはり手続なんです。まず、これは誠意を持つて努力をするというとかく御答弁がございまして、じやどういふうにしてするかということになる、さうばり、あゝいまいこととしておつて、けじめがつかない。それで、今まで再三にわたつて、繰り返し御質問申し上げたのですが、そこでも、きわ

めて不満足であるだけじゃなくて、結局、何ら得るところがないという格好のようですが、しかし、ILOに加盟をして、責任のある立場で、しかも、理事国となつて、そして今後ILOを進展させ、そしてそのことは、ILOの宣言の中にもありますように、世界の平和なり、あるいは人民の幸福をいねがう気持ちに一致、集結しておると思うのです。そして、さういふ理想と目標を実現するために、日本がやはりこれに加盟してありますし、理事国でもあるのですから、進んで国内態勢をそれに適合するようにならぬと思つて、その手続として、当然、申し上げるうちに、閣議に報告せられたら閣議で取り上げて、どうするかというのを検討し、どういふ欠陥があるかということであれば、その欠陥の是正の方法をあわせ講じなければならぬ、そういう努力が具体的に今まではなされておらなかつたと、この受け取つてよろしうございませうか。

○木島虎藏君 今の山本さんの御質問に関連して、私からちよつと確かめておきますが、今の八十七号の批准に關しては、労働大臣から御説明を伺つたところによると、それをどういふふうによろいかということ、今、審議会を開いて検討しておられるというのを聞いたのですが、外務大臣もその結果をお待ちになつておるかどうか、さういふ点ですね。その点一つお聞きしたいと思つて、

○國務大臣(藤山愛一郎君) ただいまお話のありましたように、条約が調印されますと、これを批准するというこ

とをやるわけでありまして、それに付いては、御承知のように、こゝろから条約についての成立の過程においては、あるいは日本として必ずしも初めから賛成でない、あるいは現状において適合してない立場の上からいつて、急速にできないような問題もあることはもちろんであると思つて、従つて、過去においても、それぞれ政府が十分な努力をされ、またあるいは、さういふような批准し得るような状態に国内の労働行政上、あるいは通商行政上の措置をだんだんととられながら、さういふものが將來ある時期において批准できるような方向に持つていかれつつ努めておられるというのを私は信じておるわけなんです。そこで、今回の問題におきまして、労働大臣として、こゝろいろいろな未批准の問題がある、一応それをどういふ準備なりあるのか、国内態勢の整備の状況ならにらみ合せて、まづ先にどういふものを批准に出していくかといううなことをただいま検討しておられるわけでありまして、私としては、やはり主管官庁の労働大臣のそれらの意見の決定を待つておるといふことは当然のことでございます。

○山本経勝君 大臣のお話ですが、今木島委員からお話のあつた機関といふのは、労働大臣が言つておられますのは、労働問題懇談会と称する大臣の私設諮問機関、これは、ILOの規定にありますが権限ある国の機関ではございませぬ、さういふものに相談をしておるというので、それが理由になるのは非常に問題だと思つて、ILOで言つておる国の権限ある機関とは、立法府をさしておるといふことは明確になつ

ておる。その立法府といふのは国会である。だから、国会に報告して検討を求められる、あるいはそれに対して批准に対する国内態勢の整備をはかる、こゝろのことになつておられますから、これは、大臣は十分御承知の上で適當な答弁をなさつておられるやうな印象を受けて、私は非常に残念に思つておきたい。

それからもう一点、これは質問と若干違ひますが、要望を含めて申し上げておきたいのは、実は私は、この委員会で、駐留軍労働者の離職対策の問題をいろいろ検討してきました。ところが、その中で大事なことは、駐留軍労働者の離職対策の中で、離職をなるべくしないやうな方法を講ずることが必要であらうと考えて、労働省あるいは関係各省、調達庁等と話し合ひをして参りましたが、非常に大事な問題が起つてきた。それは、行政協定十二条の解釈の問題です。だからその問題と、さらに最近新聞を見ますといふと、皆さんの切実な要望、あるいは特需等対策連絡協議会等が設けられて、あるいは対米あるいは対軍交渉をやつておるにもかかわらず進行しない状態、この問題について、大臣として、この委員会でご意見を承り、あるいは取り扱つてこられた経過等も詳細にお伺ひして、さらに將來の対策を検討いたしたい。こゝろのこと、御出席を再三御要求したんですが、遺憾ながら外務大臣、やつと国会の中で初めてこの社労委員会に顔を見せていただいて、非常に光榮に存じております。実は、御答弁はきわめて不満ですが、私は、本日時間もないやうですが

ら、本日は、外務大臣に対する質問はこれで打ち切りますが、この次の機会に、あらためて委員部から連絡すると存じますので、一つ必ず御出席をいただいて、そして外務省からも、私の質問内容について先ほどもお伺ひ合せがありましたから、私はかなり懇切に申し上げておきました。今度は十分に御準備をしておいで下さるやうに願ひます。私の質問を打ち切りたいと思つておきます。

○藤田藤太郎君 私が先ほど外務大臣に質問いたしましたことは、通産省もさうでなければ、特にこのILOの問題で重要な役割を果しておるの、外務省の出先公館の人たち、その人たちは身に感じて、肌を感じて、この労働基準引き上げ、これは世界経済の発展、国内の経済発展、繁栄のために必要な問題だ、だから、さういふことを感じて、今日はもう在外公館の方々でも感じておられる、国内でも、経済外交といわれるこの状態の中で、所管の外務大臣が労働大臣であるけれども、しかしこの問題は、積極的に労働大臣を頼んで、また閣議において積極的にこの推進をやらないう限りは、これは通産行政と関連いたしますけれども、日本の経済といふものには大きな支障が来るというのを私は考へておる。さういふ面から、もっと積極的に外務大臣としてはこの問題に取り組んでもらうなければ困るというのを主としてわれわれは質問をしておるわけなんです。ですから、今のILOの要するに憲章による手続その他の問題が、重大な支障があつたときでも一年六カ月、十八カ月でこの手続をとらなければならぬ。具體的な十分な手続をとらねないところ

に問題がある。だから、八十七号の問題はそのうちの一つです。ILO全体の問題として私たちが質疑をしておるわけですから、根本的に、ILOに対して外務省はもとと真剣さがなくてはならぬ。もつと真剣に取り組んでいかなければ、日本の経済の問題にも重大な支障が来るという立場から、私たちはこの問題についてあなたに御所見を伺っているんですから、その点は、私は明確にしてもらわなければならぬという事なんです。だから、この問題は、今まで以上に積極的に、それじゃILO全体の問題として取り組んで、日本の将来の経済への問題のために努力をするという事をお約束されるわけですね。それだけ承わっておきます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私としては、決してILOの国際労働會議を軽視してはおりませんし、また、その中で行われている諸般の取りきめというもののについて、重大な関心をもつて見ておるわけだし、また、私自身の基本的態度というものは、先ほど申し上げたような考え方でおるわけです。従つて、むしろこの問題は、国内態勢の整備がされないで済むというわけにはいかぬものがたくさんあるうと思ひます。またあることが当然だと思ひます。従つて、それらのものを整備してゆくという事は、ただいまお話のように、国内官庁のそれぞれの任務ではありますけれども、われわれとしては、国内官庁の方々と協力し、また国際的な立場に立つて、それらの問題について十分意見も言い、協力し、あるいは推進に努めるということも、今後とも私どもの考えとしては十分やうていきたい、こういうふうに考へておるわけです。

○藤田藤太郎君 私は、このILO全体の問題は、総理大臣に来ていただきたい、内閣の責任者である総理大臣から、この問題と日本の国民生活との関係について質したいと思ひ思つております。しかし、きょう外務大臣には今の問題について質疑が行われました。時間がないうちです。打ち切りですけれども、これに関連して、通産省の次官に一言だけお聞きしておきたいんです。

今、いろいろ外務大臣との関係において論議がありましたように、何と云つても私は、日本の経済の問題に關係して、外務省と通産省は、このILO批准については重大な関心と積極性がなければいかぬと思ひ思つておる。もうきょうは時間がありませんから、くどくどは申しませんが、先ほど答弁がございましたけれども、私は、この前中山さんですが、中山さんの答弁には、何か知らぬけれども、この質疑を行なつていくと、たとえはばけてくるわけですね。労働問題というものは、経済政策、経済政策として考えられることが、この労働問題、基準とか保護とかいう問題がはけてくるような考え方が、非常に私は印象として受けたのです。そういうことであれば、私はとんでもないことじゃないか。今も外務大臣に申し上げたような、もうそこまで国際社会に生きていくと日本において来てはいるのじゃないかと思ふ。だから、経済政策を推進するといふなら、国内の今の労働基準を上げて、国際社会に仲間入りしていききたいという日本の政治の熱意がなければ、

日本の経済も伸びない。外国との付き合いもできないというところまで今日来ていて、そういうことを私は御認識いただきたい。そういうことについて、一言だけ御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほどもちよつとお答えいたしました通りに、生産性を上げていくということは、私は、労働の生産性を上げるといいますか、それと密着不可分の問題だと実は考へておるのであります。そういう意味から、経済の発展をはかつていくという問題の一翼をなしておる、こういうふうな考へております。特に対外輸出貿易につきましては、すでに御承知の通りに、日本の商品は、戦後比較的に戦前と違つた形において出て参つておりますが、特に輸出の伸長の問題から考へましても、安売りを必ずしも永続的な市場でないことは、もうすでに御承知の通りであります。いわゆるリズナル・プライスで安定した輸出を継続していく、こういう意味におきましても、今お話しのような問題に十分留意していく必要があると思ひ考へます。

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて下さい。

○委員長(阿具根登君) 速記を起し(速記中止)

○片岡文重君 極端に短くということですから、極端に短く。(笑聲)
ILO条約関係ばかりでなしに、諸外国との条約なり協定なりについて、日本が信義を守つていくということ、は、国際信義を高めていく上においてきわめて必要なことだと思ふのです。

従つて、国際関係一切を外務省にだけ依存するという消極的な態度では困ります。しかし、外務省としては、その本来の職責からいって、この国際信義を高めていく上からも、日本の国際信用を高めていく上からも、これらの諸条約あるいは諸協定の締結、批准等については、できるだけ積極的に行動をされなければならぬと思ひます。今までの御答弁を伺つておると、積極的に努力をされておつたかに御答弁があつたようでありまして、しかし、結果としては、私どもとして、満足な、積極的な御行為があつたとは遺憾ながら承でできない。そこで、将来のことについてのお尋ねなんです、たとえば、労働省関係には、ILOの条約を初めとしていろいろ問題がある。そのほかにも、あるいは運輸省にも、あるいは通産省にも、あるいは大蔵省にも、国際間の取りきめ、諸条約等の案は、まだまだたくさんあるわけでありまして、それらの諸条約なり協定なりの内容に立ち至つて、外務省が一々マスターしていくという事は困難でありまして、この指導権をとれなどという事はもちろん申し上げませんが、いやしくも外務省が積極的にこれらの諸条約なり諸協定をすみやかに締結をせしめ、そして国際信義にもとるようなことのないような方法を講ずるためには、現在の一体外務省の陣容なり組織なりで十分に足りるのかどうか、少くとも私は、たとえば外務省の中に、条約局なら条約局の中に、通産省担当あるいは労働省担当あるいは運輸省担当、たとえばです、それぞれの専門の担当官を置いて、常に関係の諸条約なり諸協定、あるいは勧告等につ

いて周知、鞭撻し促進をはかる、このくらいの措置は少くとも私はとらなければならぬと思ふのです。今そういう手段がとられておるのか、もしとられないとするならば、今後そういう特別の専門の促進の担当官を置くような意思はないかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま御指摘のありましたように、また、先ほど私が申しましたように、外務省の陣容というものは、必ずしも現在のようないふゆるの仕事を積極的にこなすだけの十分な組織に私はなつておらぬと思ひます。従ひまして、本年度も若干の予算の増加はしていただきまして、引き続き、やはり独立国も八十数カ国になつてきておりますので、大

公使を交換するもの、それに応じた数を出さなければならぬ。外務省の設置法等の關係もありまして、また、予算との關係もありまして、私としては、外務省の拡充三年計画というものを立てまして、そうして三年目にはこのくらいの人員で、このくらいの予算で大体いくという目標を立てて、今後常時大蔵省と折衝していききたい、こういうふうに考へておるのであります。現在、御承知のように、外務省がむろん原局ではないのでありますけれども、サケ・マスから始まりまして、貿易の關係、原子力の關係、またこの労働關係というふうな、非常に広範な条約の締結を受け持つておるわけでありまして、そういう意味において、現在の陣容その他では十分でないと思つておりますので、私としては、できるだけそういう拡充計画のもとに人員を増加させて、そうして外務省の

いと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（阿具根登君） 御異議ないものと認めます。

○委員長（阿具根登君） 次に、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案、労働基準法等の一部を改正する法律案、右二案を一括議題といたします。

質疑を願います。

○藤田藤太郎君 私は、提案者に質問権といふことになるのですが、どうもこ

の法案について、私は理解をしておるわけですが、今度の問題、改正点について、理解の点が少し話と食い違いがあるように聞きましたので、この際提案者から、今度の法改正の趣旨の根本をなすものについて少し御説明を願って、それから質問に入らせていただきたいと思います。

○委員外議員(大矢正君) 御存じのように、けい肺にかかりました患者は、現在の医学をもつていたしましては、

これを完全に治癒せしめることが困難であるというその立場から、またある場合には、今日の工学技術をもつていいましては、あらかじめ肺にかか

かることを予防することが不可能であるというような、こゝういった観点に立ちまして、三十年にけい肺法が制定を見たことは、御了承の通りでありまして、当時制定をされました時期におきまして、けい肺患者を保護すること、が、これは恩恵的なものではなくて、**国**としても、また**事業主**といたしまして、**当然の義務**として、このけい肺にかかった患者を保護しなければなら

ないという一貫した考え方が流れておるものと私は考えております。従いまして、今回新たに改正案を提案して、お願いをいたしておりますのは、以上のような趣旨にのっとりまして、三つをこの際お願いをいたしておる次第でございます。

その第一は、法律にもあります通りに、作業転換をしなければならぬ立場のものをごとくにして救済をし、将来において四症度に進捗し、入院加療を要するような人を未然に防ぐかという、このことのための法律改正の措置が第一点であります。これの具体的な方向をいたしましては、作業転換をしなければならぬ状況に追い込まれた労働者については、原則としては、前職種の賃金を補償して上げたいという立場であります。しかし、いろいろまだ今日の情勢では問題点もあろうと思ひますので、その額を百分の三十に限定をいたしまして、前職種の賃金の補償をいたしたいということが、これが作業転換に対する第一点であります。

次に、第四症度と認定をされてやむなく入院加療をいたさねばならぬ立場のものに対する措置であります。これはやはり、今日の医学をもつてしては治療することが困難であるという前提がありますので、そういう意味合いにおきましては、やはりけい肺にかかった労働者に、療養を必要とする期間、療養給付を支給する必要があるのじゃないか、こういう立場、それからいま一つは、現行保護法において、二年間休業給付の支給を受けて参りましたが、もう三年間これを延長して、休業給付の支給をいたしたいということです。

それから、第三点目といたしましては、入院患者が、現在の百分の六十の労災法または基準法の規定によるところの給付をもつてしては、完全に療養をすることができないし、また、家族の生活等も考慮いたしまして、これを百分の六十から八十にまで引き上げた、わかりやすく言いますと、大体この三点に尽きるものと思ひます。

最後に、いま一つ特別にお願いをいたしたい点は、それは、何と申しまして、けい肺にかかり、そうして職場を転換しなければならぬ、ないしはまた入院加療をしなければならぬ者が多く出るといふことは、経済的にも、また、人的な面におきましても、損失は非常に大きいと考えられますので、でき得る限り未然に予防措置を講ずるための国と経営者の努力が必要であり、また、それに協力する労働者の立場も必要ではないかという観点から、ここにけい肺を予防するために、従来まで行われておりましたところのけい肺審議会の下部機構といたしまして、特に予防部門を専門的に担当いたしまして、今後科学的に、医学的に、技術的に検討をするための機関を作り、学識経験者その他を網羅いたしまして、一日も早くこのけい肺が治療できるようにあるいはまた、予防措置が講じられるよう努力をいたしたい、また、かような考え方をもちて措置をしていきたいというための法改正の要点であります。

以上、骨格的には三つの点にわたりますので、今回の改正提案をお願い申し上げます。二、三ポイントとお尋ねしたいのですけれども、第一点は、けい肺にかかった

た方は不治の病だというお話がございましたが、私にはよくわからぬです、あるいは厚生省の方からでも、どつちからでもいいが、これはほんとうに、ほんとうにというのか、近ごろ医学が相当進歩しておりますから、治療の道があるかないかということが一

それから、もう一つの次の点は、これは発議者にお尋ねするのですが、なるほど今の御説明を聞きますと、私も、けい肺というのはあまり実によく知らなかつたのですが、お話を聞いてみますと、気の毒な病気だと思ひます。そこで、これは一つの職業病でございますが、私も今まで見聞きした中に、交通労働者のように、足が切られたり手が切られたりというような職業病がございまして、職業病と言つては失礼でございますが、職業上のそういう身体障害を受けられる気の毒な方がございまして。そういう点との関連をどういうふうにお考えになるか、それがその次の点。

それから第三点は、これを提案になつておられるように、この通りに実施した場合の経費といたしまして、国が支出しなければならぬ経費が一体どれくらいか。それから、これはおそろしく経営者と申しますか、雇っている人が負担する経費があると思ひますが、これが一体どれくらいか。しかも、それがだんだん全体がふえていくのか、減っていくのか。それでさしあたり、どれくらいふえるのなら、その次はどれくらい、その次はどれくらい、のようになります。かといふ、もちろんこれは、こまかいことはおわかりにならぬと思ひます

が、大体の規模でもおわかりになつたらお教へ願ひたい。

○委員外議員(大矢正君) 第一点の、現在の段階において治療することが可能であるかどうかという点であります。私が調べ、そしてまた、承つております範囲内におきましては、治療することは不可能であるという結論を見出してあります。ただ、症状を外少しなりとも固定することによつて、本人の苦痛を減少せしめることはあり得ることは、これは不可能ではないかと思ひます。私の考え方というものは、単に私たちの考え方ではなくて、労働者自体におきましても、そのことはお認めになつておられることと思ひます。また先般労働省から出されておりましたところの、また労働省が編集されておりますけい肺法の解説の本の中にも、これは不治の病であるということが明らかにされております。こういう点におきましては、私が先ほど来申し上げております、治療することがまず不可能であるという考え方は正しいのではないかと、かように考えております。ただしこれは、特例の特例といふものもありますから、百パーセントまるまる自信を持つてお答えすることはできませんが、まず九〇%以上は治療することが不可能であるというこ

とは言ひ得ると思ひます。

次に公務上の負傷その他によつて、具体的には、手足が切断されたといふような人と、このけい肺患者との内容の相違をどう考えるかという問題でございますが、確かに公務上によるところの負傷もしくは疾病という点においては、考え方を同一にするかもわか

りませんけれども、その内容におきましては違ふ点があるのではないかと存じます。たとえば、けい肺それ自身は、御存じの通りに、本人の過失や、それから、本人がまたいかうに防ごうといたしまして、これはいわけ防ぎ切れない疾病でありまして、本人の過失といふことは一切ないのであります。

ただ言ひ得ることは、本人がけい肺に耐え得る体力であるかどうかという、体質的な変化はありまして、本人の過失によつてこういふような負傷や疾病にかかるということは、考えられない事態であります。翻つて、公務上その他の傷害を見ます場合には、不可避である、不可抗力であるといふ傷害もございまして、またある場合には、不可抗力ではない場合もあるのじゃないかと存じます。で、そういう面におきましては、本質的に、けい肺といふものと、それから負傷されて労災法を適用された方の相違がござい

す。従つて、片方は職業病でございまして、片方はこれは職業病とか職業的負傷とかといふものではなくて、明らかにこれは公務上によるところの傷病といふことで、明確に区分ができて、決してこれは、かりに事故によつて手足が切断されたというやうなこれは、職業病ではないし、職業的な負傷ではないと言ふことは、必ずしも当らないのではないかと思ひますが、職業病といふ立場において明確に区分をする必要があるのではないかと考えております。

それから、次に経費の問題でございますが、この問題につきまして、今私の方でとりあえず計算いたしてありますのは、これは、三十三年度に限つて

の計算でございますが、この内容は、約二億三千万円見当の国費を必要としたと考へます。当然半額が国費負担でございますので、あとの半分の二億三千万円程度の金は、事業主負担となると考へられますので、總体的には、両方合せた金額が必要だと考へております。

それから、それじゃ三十三年度はいが、平年度は一体どうなんだという点につきましましては、平年度というものを一体いつに基準を求めるかという点につきましましては、今の段階では、確實にその基準をつかむことはできないと考へます。たとへて言いますと、平年度は二億三千万円の国費の負担でよろしいけれども、二年度はどうかという点になりましますと、二年度の罹病率、あるいは三年度には三年度の罹病率、こういうようなものを全部計算して参らなければなりませんし、その間におきましては、予防措置ないしは医学の進歩ということも考慮に入れざるを得ませんので、将来何年後に平年度として計算した場合に、どれだけの金額が必要であるかという御答弁は、残念ながら今の段階ではできないと存じますし、また、労働省といたしましては、確信を持った御答弁は、かりに計敷を披つておられてもできないのではないかと、かように考へております。

○木島虎藏君 今の平年度のわかりにくいというところは、多少了解いたしますが、おおよその法案を実施したら、三十三年度はどうだけれども、おおよそどれくらいのものだかというところはわかりにくいですか。

○委員外議員(大矢正君) これは、けい肺という病氣は非常に重篤な病であ

りまして、往々にして死を招くというところは、御了承の通りであります。

従つて、普通の状態の場合に入院治療を要して、どの程度の期間本人がその後なお、健在とは申せませんけれども、どうにか余命をつないでいけるかという、この期間的な計敷の問題になりますと、なかなか今の医学では、どなたといえども明らかに述べることはできないのじゃないかと私は存するのではありません。それからまた、そういうことからいいますと、何年目に一体最高の要療養患者が増加するか、あるいはまた、転換給付として三〇%の加給をしなければならない人員がふえるかということも、これまた、今一朝にして判断することはなかなかできないのじゃないか。しかし私は、当面今年、五年あるいは十年はどうなるかというところは、なかなかこれは言い切れない問題であらうと存じております。

○木島虎藏君 それでは、明年は一体どれくらいに推定なさつておるのですか。もちろん推定でしょうが……

○委員外議員(大矢正君) 私どもの現在の推定によりましますと、国費の負担額が大體三億八千万円程度で二年目は越せるのではないかと考へております。当然これは二分の一でございまして、経営者負担は、これと同額のものであるということをつけ加えておきます。

○木島虎藏君 それから、一つつけ加えるのですけれども、この間参考人をお呼びしてお聞きしましたけい肺審議会ですか、あのけい肺審議会の御意見を、この法案をお作りになるときにどの程度

参酌なさいましたか。全然それには無関係かどうか。

○委員外議員(大矢正君) 御存じのように、けい肺審議会というものは、労働使それから公益という三者の集合体でございまして、これは、法律的に規制をされております。かようにいたしまして、公益側は別でございましてけれども、まあ労働という立場におきましては、お互いに利害が相反する立場の方々の集合体でございまして、なかなか思ふ通りに法律の改正をするための審議をわすれずらわしていただくことは困難であらうと、かように考へております。

それから、それから、審議会の仕事の範囲というものは、これは、政府の諮問に基いて審議会が検討するといふ原則がございまして、そういう意味で、私どもが勝手に行って、こういうものを検討せよ、あるいはこういうものをすべきであるといふことを言うわけに参りませんので、これは、政府の諮問に基いて審議会が検討するといふ立場をとつておられますので、そういう意味合いにおきましては、私の立場からどうこう申し上げることはできないと存じております。以上のような理由におきまして、審議会の意向を十分に参酌できなかったことは、まことに残念だと存じますが、しかしながら、すでに昨年八月をもつて療養給付が打ち切られて、悲惨な状況に追い込まれつづけるけい肺患者が、あちこちのけい肺病院に相当数あるといふこの事實は、放任することができませんので、やむを得ない事情といたしまして、私どもはここに、審議会の十分な

御意見の拝聴をせずして、法案を提出したという事情でございまして。

○山本總務君 今、木島委員から御質問のあった点なんですけれども、これは、このけい肺に関する問題をこの委員会ではいろいろと調査案件としてやつてきた経過もございまして、そこで、その当時労働省として、大臣以下当面の皆さんがお答えになったのは、特にけい肺審議会に諮問をしておるが、まだその結論が得られないのであるという御答弁であつた。そこで私は、労働省の方にお伺ひしたいのですが、特にこの法律が成立したときに——これは三十年の七月一日に衆議院の本院議を通過している。そのときの付帯決議がございまして、それでそのときに、この法律について、なお不十分な点が多々ありそうだとしたこと、議論がずいぶん長時間にわたつて戦わされて従つて、一応成立は見ましたけれども、その法の中に、やがてこれは問題になるであろうといふことが予想せられて、付帯決議がついておる。あるいは、法を有効に推進し、実効を上げるために必要な措置として、四項目の付帯決議がついておる。そこで、この前調査案件でいろいろ御質疑申し上げました際にも話が出た問題ですが、重ねてお伺ひして、この際は法案の審査でございまして、この際は法案の審査でございまして、明確にして参りたいと思ひます。

まず、この付帯決議あるいはその他けい肺法の一部改正等を含む審議会への諮問は、その後どういふ経過をたどつておるのか、内容を含めて、労働省の方から御説明をいただきたいのですが、本日は、大臣もお見えにならぬし、あるいは政務次官も、先ほどちよつ

と顔を出されて、また消えられておる。これは労働省はきわめて不誠意な状態のように見受けられるのですが、まず基準局長から、その点正確にお答えをいただきたい。——大臣もいない、次官もおられぬし、当面の基準局長もおいでにならぬ。そして、その説明員をしてやらされるというよりよいなことは、全く奇怪じくなんですけれども、この点どうなんです、委員長。

○委員外議員(阿具根登君) ちよつと速記とめて下さい。

○委員外議員(阿具根登君) 速記始めて下さい。

本日は、これにて散会いたします。午後四時三十九分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、母子福祉法案(山下義信君外六名発議)

母子福祉法案
母子福祉法
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 母子福祉審議会(第三
条・第五
第三章 母子相談所、母子相談員
及び母子福祉協力員(第
六条・第八
第四章 母子団体及び母子団体連
合会(第九
第五章 母子福祉資金(第十六
条・第三十
第六章 母子住宅(第三十二
第三十五
第七章 助成措置(第三十六
第四十五

第八章 雑則（第四十六条・第四十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、その社会生活上有する不利な条件を補充してその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な措置を講ずるとともに、あわせて父母のない児童に対しその独立自活の促進を図る措置を講ずることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる次の各号に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていない者

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶助を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「父母のない児童」とは、父母（養父母のある者については、実父母及び養父母をいう。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる次の各号に掲げる児童をいう。

一 父母の生死が明らかでない児童

二 父母から遺棄されている児童

三 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

四 父母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐるためその扶養を受けることができない児童

五 前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

4 この法律において「扶養」とは、直系血族である児童、兄弟姉妹である児童、民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七条第二項の規定による扶養の義務を負わされてゐる三親等内の親族である児童又は被後見人である児童に対する扶養をいう。

第二章 母子福祉審議会

（母子福祉審議会の設置及び権限）

第三条 母子福祉に関する事項を調査審議するため、中央母子福祉審議会及び都道府県母子福祉審議会（以下「母子福祉審議会」と総称する。）を置く。

2 都道府県母子福祉審議会は、都道府県ごとに置く。

3 中央母子福祉審議会は厚生大臣の、都道府県母子福祉審議会は都道府県知事の管理に属し、それぞれその諮問に答へ、又は関係行政機関に意見を述べることが出来る。

4 中央母子福祉審議会は、母子福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はこれらを製作、興行若しくは販売する者等に対して必要な勧告をすることが出来る。

5 母子福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

6 母子福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

（母子福祉審議会の組織）

第四条 中央母子福祉審議会は委員三十人以内で、都道府県母子福祉審議会は委員二十人以内で組織する。

2 母子福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 母子福祉審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員、母子福祉に関し学識経験ある者及び母子団体又は母子団体連合会を代表する者のうちから、中央母子福祉審議会については厚生大臣が、都道府県母子福祉審議会については都道府県知事が任命する。

4 母子福祉審議会に、委員の互選による委員長を置く。

（政令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、委員の任期、職務、旅費その他母子福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（母子相談所）

第六条 都道府県、市及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十

五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置する町村（町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により一部事務組合を設けて福祉事務所を設置する場合においては、当該一部事務組合。以下同じ。）は、福祉事務所母子相談所を附置しなければならない。

2 母子相談所は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童に対し、その経済的自立、健全な生活の保持その他母子福祉に関する相談及び指導に当たるところとする。

（母子相談員）

第七条 母子相談所に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、母子相談所の長の指揮監督を受けて、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童の生活の相談及び指導を行う。

3 母子相談員は、人格が高潔で、社会の実情に通じ、母子福祉の増進に熱意を持つてゐる者のうちから、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が任命する。

（母子福祉協力員）

第八条 市町村に母子福祉協力員を置く。

2 母子福祉協力員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導等を行うとともに、母子相談員の行う職務に協力して、これらの者の福祉の増進に努める。

3 母子福祉協力員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母

子福祉協力員の職務を行うのに必要な熱意を持つてゐる者のうちから、市町村長が委嘱する。

4 母子福祉協力員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。

5 母子福祉協力員は、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

6 前五項に定めるもののほか、母子福祉協力員について必要な事項は、政令で定める。

第四章 母子団体及び母子団体連合会

（母子団体及び母子団体連合会）

第九条 この法律において「母子団体」とは、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者がその相互の福祉増進を図ることを目的として組織する団体で、次の各号の要件を備へるものをいう。

一 定款において、名称及び主たる事務所の所在地並びに構成員、事業、役員、会計及び資産がある場合におけるその資産に関する事項を定めてゐること。

二 構成員の指導及び連絡、構成員のための授産施設の経営その他構成員の経済的自立の助成又は生活意欲の助長に必要な事業の全部又は一部を行つてゐること。

2 母子団体は、定款の定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養してゐない者をその構成員として含むことができる。

3 この法律において「母子団体連合会」とは、二以上の母子団体が主体となつて、その相互の連絡及び調整の事業を行うため組織する団体で、定款において、第一項第一号に規定する事項を定めてゐるものをいう。

子福祉協力員の職務を行うのに必要な熱意を持つてゐる者のうちから、市町村長が委嘱する。

4 母子福祉協力員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。

5 母子福祉協力員は、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

6 前五項に定めるもののほか、母子福祉協力員について必要な事項は、政令で定める。

第四章 母子団体及び母子団体連合会

（母子団体及び母子団体連合会）

第九条 この法律において「母子団体」とは、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者がその相互の福祉増進を図ることを目的として組織する団体で、次の各号の要件を備へるものをいう。

一 定款において、名称及び主たる事務所の所在地並びに構成員、事業、役員、会計及び資産がある場合におけるその資産に関する事項を定めてゐること。

二 構成員の指導及び連絡、構成員のための授産施設の経営その他構成員の経済的自立の助成又は生活意欲の助長に必要な事業の全部又は一部を行つてゐること。

2 母子団体は、定款の定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養してゐない者をその構成員として含むことができる。

3 この法律において「母子団体連合会」とは、二以上の母子団体が主体となつて、その相互の連絡及び調整の事業を行うため組織する団体で、定款において、第一項第一号に規定する事項を定めてゐるものをいう。

(母子団の経営する授産施設の生産物の買入)

第十條 母子団体は、その経営する授産施設において生産した物品で政令で定めるものについて、国又は地方公共団体の機関に対し、その買入を求めることができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、前項の規定により買入を求められた場合において、適当と認められる価格により、かつ、自らの指定する期限内に買入ることができるときは、自らの用に供する範囲内において、その求に応じなければならない。ただし、前項の母子団体からその必要とする数量を買入れることができないときは、この限りでない。

(母子団体及び母子団体連合会に対する援助)

第十一條 国又は地方公共団体は、必要と認めるときは、母子団体又は母子団体連合会に対し、補助金を支出し、又は現金及び有価証券以外の財産を、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八条第一項(財産の管理及び処分)の規定の適用を妨げない。

(課税上の特例)

第十二條 母子団体及び母子団体連合会には、所得税を課さない。

第十三條 母子団体の行う収益事業から生じた所得について法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定を適用するにあつては、母子団体を同法第九条第九項に

掲げる法人とみなして、同項(分配金の損金算入)、第九条の三(加入金の益金不算入)又は第十七条(税率)の規定を適用する。

第十四條 母子団体及び母子団体連合会に対しては、道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税を課することができない。

2 母子団体の行う収益事業に対して事業税を課する場合には、その標準税率は、所得の百分の六とする。

3 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九條第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供するために不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九條第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。ただし、当該固定資産が有料で借り受けたものである場合においては、その所有者に課することができない。

5 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九條第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は家屋で、前項の規定により固定資産税を課することができないものに対しては、都市計画税を課することができない。

第十五條 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九條第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は建物の権利の取得又は所有権の保存の登記については、登録税を課さない。

第五章 母子福祉資金

(母子福祉資金の種類)

第十六條 都道府県がこの法律の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の種類は、次のとおりとする。

一 生業資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は母子団体が事業を開始するのに必要な資金

二 事業継続資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は母子団体が事業を継続するのに必要な資金

三 支度資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者若しくはその者が扶養している児童又は父母のいない児童の就職に際し必要な資金

四 技能習得資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者若しくはその者が扶養している児童又は父母のいない児童の就職に際し必要な資金

五 生活資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が技能修得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

六 住宅補修資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が住宅を補修するのに必要な資金

七 修学資金 配偶者のない女子が現に扶養している児童又は父母のいない児童が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部又は専科大学の前期の課程を含む。以下同じ。)、大学若しくは

専科大学(前期の課程を除く。以下同じ。)に就学し、又は医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一条に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を受けるのに必要な資金

生業資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
事業継続資金		母子団体
支度資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者 父母のいない児童
技能修得資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
生活資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
住宅補修資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
修学資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者 父母のいない児童
医療資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養している者

2 前項の場合において、配偶者のない女子が現に扶養している者の支度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その就職し、就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

3 第一項の規定による修学資金の貸付は、その貸付により高等学校又は大学若しくは専科大学に就学している児童が二十歳に達した後でも、その者が当該学校を卒業(専科大学の前期の課程にあつては、修了)するまで継続して行うことができる。その者が引き続き

4 第一項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により知識、技能を修得している児童が二十歳に達した後でも継続して行うことができる。(貸付方法)

第十八條 貸付金の貸付金額、据置期間、償還期限及び利子は、次の表に掲げるとおりとする。

種 類	貸 付 金 額	据 置 期 間	償 還 期 限	利 子
生 業 資 金	三十万円以内(母子団体に對する場合は、百万円以内)	貸付の日から二年	据置期間經過後十年以内	据置期間經過後の期間につき、年一分
事業継続資金	十万円以内(母子団体に對する場合は、三十万円以内)	貸付の日から一年	据置期間經過後五年以内	
支 度 資 金	三万円以内	貸付の日から二年		
技能習得資金	月額三千円以内	知識、技能を習得する期間が満了した後二年	据置期間經過後十年以内	
生 活 資 金	本人については、月額三千円以内 その扶養している児童については、一人につき、月額千五百円以内	知識、技能を習得する期間が満了した後二年	据置期間經過後十年以内	
住宅補修資金	一回につき、六万円以内(借家の場合は、二万円以内)	貸付の日から一年		
修 学 資 金	高等学校に修学する者については、月額二千円以内 大学若しくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けている者については、月額四千元以内	当該修学資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業(専科大学の前期の課程にあっては、修了)した後(その者が引き続き修学資金の貸付により大学若しくは専科大学に就学した場合又はその者が引き続き当該専科大学に就学した者が卒業後直ちに修学資金の貸付により実地修練を受ける場合において、最終の大学若しくは専科大学を卒業し、又は実地修練を終了した後)二年	据置期間經過後二十年以内	なし
修 業 資 金	月額三千円以内	知識、技能を習得する期間が満了した後二年	据置期間經過後十年以内	
医 療 資 金	一回につき、三万円以内	貸付の日から二年	据置期間經過後十年以内	

2 次の表の上欄に掲げる貸付金の貸付期間は、下欄に掲げるとおりとする。

技能習得資金	生 活 資 金	修 学 資 金	修 業 資 金
知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間	知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間	高等学校、大学又は専科大学に就学する者については就学期間、実地修練を受けている者については実地修練の期間	知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間

- 3 貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることが出来る。
- (保証人)
- 第十九条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。
- 2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第二十四条第一項の規定による連約金を包含するものとする。
- (貸付の決定)
- 第二十条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、貸し付けられるかどうかを決定しなければならない。ただし、氣を要する場合には、都道府県母子福祉審議会の意見を聞かないで貸付金を貸し付けることを決定することが出来る。
- (一時償還)
- 第二十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第十八条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することが出来る。
- 一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- 三 償還金の支払を怠つたとき。
- (財産管理者の不当使用)
- 第二十二条 都道府県は、第十七条
- 第一項の規定により父母のない児童に對し、支度資金、修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行う者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることが出来る。
- 2 都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合においては、当該父母のない児童の都道府県に對する貸付金の償還の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。
- (後見人解任の請求)
- 第二十三条 第十七条第一項の規定により支度資金、修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使用に關し、不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、都道府県知事も行うことが出来る。
- (違約金等)
- 第二十四条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第二十一条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日三銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することが出来る。

2 前項の規定は、第二十二條第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

(貸付の停止)

第二十五條 都道府県は、次に掲げる場合には、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、将来に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

一 貸付金の貸付を受けた者が第二十一條第一号又は第二号に該当する場合

二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

(償還金の支払猶予)

第二十六條 都道府県は、次に掲げる場合には、第十八條第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができるものと認められるときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該修学資金の貸付により就学した者が高等学校、大学若しくは専科大学に就

学し、又は実地修練を受けているとき。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、当該支払が猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。

3 第一項の規定により償還金の支払を猶予された期間は、貸付金の利子の計算については、その基礎に算入しない。

(償還金の免除)

第二十七條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した借主がある場合におけるその借主が、償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額については、この限りでない。

(委任事項)

第二十八條 第十六條から前条までに定めるもののほか、貸付金の貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別会計)

第二十九條 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うことについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び次条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金(利子、第二十二條第一項の規定による納付金及び第二十四條の規定による違約金等を含む。以下同じ。)及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び貸付に關する事務を要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付に關する事務に要する費用の額は、貸付金の利子及び第二十四條の規定による違約金等のうち収納済となつたものの三分の一に相當する金額の範囲内において厚生大臣の定めるところにより算定した額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付)

第三十條 国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相當する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ次の第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に

繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付の手續に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(貸付業務の報告)

第三十一條 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に關し、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

第六章 母子住宅

(母子住宅)

第三十二條 国及び地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に規定する公営住宅建設三箇年計画の作成及び実施に當つては、協力して、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者を入居させるための公営住宅(以下「母子住宅」という。)の確保に努めなければならない。

2 母子住宅は、十分な共同施設(公営住宅法第二條(用語の定義)第七号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)を備えた集団的な共同住宅として建設するものとし、その敷地については、特に、衛生上及び風土良好な環境を維持し、かつ、通学、通勤、日用品の買入その他入居者の生活の利便を維持することができるよう、その位置を選定しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、協力して、昭和三十一年度までの間に、母子住宅を二万戸以上建設するものとする。

(家賃)

第三十三條 母子住宅の家賃は、公

営住宅法第十二條(家賃の決定)の規定にかかわらず、月額千円の範囲内で定めるものとする。

(入居者資格)

第三十四條 母子住宅の入居者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者うち公営住宅法第十七條(入居者資格)に規定する条件を備える者でなければならない。ただし、入居の後に当該児童のすべてが二十歳に達するに至つた場合においては、これらのすべての者が二十五歳に達するまでのものである。

(国の補助)

第三十五條 国は、地方公共団体が母子住宅及びその共同施設の建設(当該建設のために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)をする場合において、公営住宅法第七條(国の補助)第一項及び第二項の規定にかかわらず、その費用の十分の八を補助するものとする。

第七章 助成措置

(職業紹介等)

第三十六條 公共職業安定所その他の職業安定機関は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は父母のいない児童の職業紹介及び職業指導にあつては、その社会生活上有する不利な条件を考慮して、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 労働大臣は、厚生大臣と協議の上必要があると認めるときは、都道府県知事をして、その設置する公共職業補導所において、配偶者の

ない女子で現に児童を扶養している者のための特別の職業指導を行わせるものとする。

(売店等の設置の許可)

第三十七条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行つために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病氣その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第二項に規定する売店その他の施設を設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)

第三十八条 日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者がたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条(指定の制限)第一項各号の一に該

当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

(保育手当の支給)

第三十九条 配偶者のない女子で現に六歳に満たない児童を扶養している者がその職業、勤務等のため必要と認められる場合において、当該児童を保育所又は政令で定めるこれに準ずる施設に入所させたときは、その申請に基づき、政令の定めるところにより、その児童を保育所に入所させた場合に要する費用に相当する金額の保育手当をその者に支給する。ただし、政令で定める額以上の所得又は資産を有する者については、この限りでない。

2 保育手当の支給は、都道府県知事が決定する。

(支給の始期)

第四十条 保育手当は、支給の決定があつた場合において、当該支給の申請のあつた日(当該申請が当該児童を入所させる日の前に行われた場合においては、当該入所の日)から支給する。

(支給の制限)

第四十一条 偽りその他不正の行為によつて保育手当の支給を受け、又は受けようとした者には、その支給を受け、又は受けようとした日以後保育手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(政令への委任)

第四十二条 前三条に定めるものの

ほか、保育手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡等の禁止及び非課税)

第四十三条 保育手当を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 保育手当については、租税その他の公課を課することができない。

(生活保護法の適用の特例)

第四十四条 保育手当の支給を受けている者に対して生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を適用する場合においては、保育手当として支給を受けた金銭又はこれを受ける権利は、その者の収入等ではないものとみなす。

(課税上の特例)

第四十五条 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第十五条の四に規定する寡婦控除額は、七千円とする。

2 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のうち、地方税法第二百九十二条第十号(寡婦の定義)に該当し、かつ、その者の前年中における所得が二十万円以下である者に対しては、道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税を課することができない。

3 前項の規定により同項に規定する地方税を課せられない者がその家事の用に使用する電気及びガスに対しては、政令で定めるところにより、電気ガス税を課することができない。

第八章 雑則

(費用の支弁及び負担)

第四十六条 次の各号に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県の設置する福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用

二 都道府県母子福祉審議会に要する費用

三 保育手当の支給に要する費用

2 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村の設置する社会福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用

二 母子福祉協力員に要する費用

3 国は、政令の定めるところにより、前二項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用のうち、第一項第三号に掲げる費用については、その十分の八に相当する額、第一項第一号及び前項各号に掲げる費用についてはその二分の一に相当する額を負担する。

(大都市の特例)

第四十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)において、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の職員に關する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の職員に關する規定として

指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で、政令で定める日から施行する。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)

2 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(貸付金に関する経過規定)

3 この法律の施行前に旧法の規定により貸付を受けた貸付金又は貸付が決定された生業資金、支度資金、事業継続資金又は住宅補修資金については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付又は貸付の決定を受けている者は、この法律の施行の日において、この法律の規定によりそれぞれ当該貸付金の貸付の決定を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行前に貸付を受けた貸付金については、なお従前の例による。

5 前項の場合において、その者がこの法律の施行後に貸付を受ける貸付金の貸付金額、貸付期間及び償還期限の改定その他の必要な経過措置は、政令で定める。

6 附則第三項又は第四項ただし書の規定により従前の例によることとされている貸付金について、この法律の施行後に償還金の支払が

- 猶予されたときは、第二十六条第二項の例により、当該支払を猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。
- 7 この法律の施行前に旧法の規定により行われた貸付金の申請で、当該申請に対する都道府県の決定がなされていないものは、この法律の規定による申請とみなす。
- (特別会計等に関する経過規定)
- 8 この法律の施行の際に旧法の規定により都道府県に設けられている特別会計及び国が都道府県に對して行つてゐる貸付は、この法律の施行後は、この法律の規定による特別会計及び貸付とみなす。
- (税に関する経過規定)
- 9 第十二条及び第四十五条第一項の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 10 第十三条の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 11 第十四条第一項及び第二項の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税並びに事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分のこれらの税については、なお従前の例による。
- 12 第四十五条第二項の規定は、昭和三十三年度分以後の道府県民

税、市町村民税、都民税及び特別区民税について適用し、昭和三十三年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。

13 第十四条第四項及び第五項の規定は、昭和三十三年度分以後の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和三十三年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。

14 第四十五条第三項の規定は、昭和三十三年七月一日以後において使用する電気又はガスに對して課する電気ガス税から適用し、同日以前において使用した電気又はガス

に對する電気ガス税については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前に課し、又は課すべきであつた不動産取得税及び登録税については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

16 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 母子福祉法(昭和三十三年法律第 号)を施行すること。

(第一六九五号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七一四号)

一、地方衛生研究所に関する立法措置の諸願(第一七〇三号)

一、子どもセンターの法制化に関する諸願(第一七〇六号)

第一六二二号 昭和三十三年四月四日受理

生活保護法による最低生活基準額引上げの諸願

請願者 新潟県議會議長 岡田 幸平

紹介議員 西川弥平治君

国民消費生活の向上、公務員給与ベア及び失業対策事業労働者賃金の引上げに即応して、昨年生活保護法においては費目別基準額の配分合理化、各費目構成の改善及び物価上昇による準備補正が行われたが、被保護世帯の生活実態は一般国民の生活水準と比較してきわめて低く、最低生活を維持することのできない実情である。又、近時生活保護制度において医療扶助費の増が問題となつてゐるが、低所得階層ほど高い病率を示す統計から見て、その一端は保護基準が低すぎることに基因するものであり、保護基準の引上げによつてその悪循環を解消するよう対策を講ずることが肝要であるから、現今の国民生活水準との均衡を深く考慮し、被生活保護世帯の生活実態をつかんで十分検討され、現行保護基準を引き上げられるよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第一六三八号 昭和三十三年四月五日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(四十通)

請願者 神戸市垂水区西垂水町 仲田二、二四四 野一 色時子外三十九名

紹介議員 松澤 兼人君

昭和二十二年法律第二十七号により医業類似行為を規制し、民間で電気治療を業として行ふことを禁止(現業者は昭和三十四年以降)したが、民間電気治療中には野一色蒸熱電気治療のごとき、歴史も古く治療効果も定評があり、これを禁止すると患者が困惑するものもあるから、現在の電気治療においては微弱電流を用い危険性や弊害が全くない実情を勘案されて、民衆に深く信頼され広く利用されている民間電気治療の業務が、従来どおり継続できるように前記法律を改正せられたいとの諸願。

第一六四〇号 昭和三十三年四月七日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

請願者 東京都新宿区西落合二ノ五〇〇 佐伯、河合服 飾学院内 河合茂子

紹介議員 奥、むねお君

この諸願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六四一号 昭和三十三年四月七日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

請願者 東京都渋谷区代々木上原一、一七七 三島通 陽

紹介議員 後藤 文夫君

この諸願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第二十九条第一項の表中「中央児童福祉審議会」厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。」を「中央児童福祉審議会 厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。」に改める。

(地方財政法の一部改正)

17 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二を次のように改める。

七の二 母子相談所、母子相談員、母子福祉協力員及び保育手当の支給に要する費用

(印紙法の一部改正)

18 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号の八を次のように改める。

六ノ八 母子福祉法ニ依ル貸付金及保育手当ニ関スル証書

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法による最低生活基準額引上げの諸願(第一六二二号)

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(第一六三八号)

(第一六四〇号)(第一六四一号)

(第一六四二号)(第一六五七号)

(第一六五八号)(第一六五九号)

(第一六六〇号)(第一六六一号)

(第一六六六号)(第一六七七号)

(第一六七八号)(第一六七九号)

(第一六八〇号)(第一六八七号)

一、子どもセンターの法制化に関する諸願(第一七〇六号)

第一六二二号 昭和三十三年四月四日受理

生活保護法による最低生活基準額引上げの諸願

請願者 新潟県議會議長 岡田 幸平

紹介議員 西川弥平治君

国民消費生活の向上、公務員給与ベア及び失業対策事業労働者賃金の引上げに即応して、昨年生活保護法においては費目別基準額の配分合理化、各費目構成の改善及び物価上昇による準備補正が行われたが、被保護世帯の生活実態は一般国民の生活水準と比較してきわめて低く、最低生活を維持することのできない実情である。又、近時生活保護制度において医療扶助費の増が問題となつてゐるが、低所得階層ほど高い病率を示す統計から見て、その一端は保護基準が低すぎることに基因するものであり、保護基準の引上げによつてその悪循環を解消するよう対策を講ずることが肝要であるから、現今の国民生活水準との均衡を深く考慮し、被生活保護世帯の生活実態をつかんで十分検討され、現行保護基準を引き上げられるよう特段の配慮をせられたいとの諸願。

第一六三八号 昭和三十三年四月五日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(四十通)

請願者 神戸市垂水区西垂水町 仲田二、二四四 野一 色時子外三十九名

紹介議員 松澤 兼人君

昭和二十二年法律第二十七号により医業類似行為を規制し、民間で電気治療を業として行ふことを禁止(現業者は昭和三十四年以降)したが、民間電気治療中には野一色蒸熱電気治療のごとき、歴史も古く治療効果も定評があり、これを禁止すると患者が困惑するものもあるから、現在の電気治療においては微弱電流を用い危険性や弊害が全くない実情を勘案されて、民衆に深く信頼され広く利用されている民間電気治療の業務が、従来どおり継続できるように前記法律を改正せられたいとの諸願。

第一六四〇号 昭和三十三年四月七日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

請願者 東京都新宿区西落合二ノ五〇〇 佐伯、河合服 飾学院内 河合茂子

紹介議員 奥、むねお君

この諸願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六四一号 昭和三十三年四月七日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

請願者 東京都渋谷区代々木上原一、一七七 三島通 陽

紹介議員 後藤 文夫君

この諸願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六四二号 昭和三十三年四月七日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合四ノ一、六〇五 小平権一
紹介議員 石黒 忠篤君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六五九号 昭和三十三年四月七日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二通)
請願者 名古屋市南区島橋町四ノ四五 松村久外一名
紹介議員 草葉 隆國君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六七七号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(三通)
請願者 富山市舟橋南町四五 高辻武郎外二名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八七号 昭和三十三年四月九日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(三通)
請願者 島根県出雲市今市新町 青戸シチ外二名
紹介議員 小滝 彬君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七一四号 昭和三十三年四月十日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二通)
請願者 鳥取市足山 上田寿恵子外一名
紹介議員 木島 虎蔵君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六五七号 昭和三十三年四月七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願
請願者 東京都新宿区百人町四ノ五三九都立衛生研究所内 新井義老
紹介議員 勝保 稔君
地方衛生研究所は、都道府県が行う公衆衛生行政の科学技術的中核機関であるにもかかわらず、施設、人員共に弱体で、とうてい時代に即応した効果的な活動ができず、また、地方財政の關係もあり府県間の懸隔著しく、国民保健上憂慮に堪えないから、すみやかに地方衛生研究所法を制定し、はなはだしい不均衡を是正するとともに、内容の充実、機能の強化を図りたいとの請願。

第一六六〇号 昭和三十三年四月七日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(四通)
請願者 埼玉県所沢市宮本町八六四 池田雅子外三名
紹介議員 天田 勝正君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六七八号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(四通)
請願者 三重県松阪市殿町一、四六五 中尾玉枝外三名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六九五号 昭和三十三年四月九日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(十通)
請願者 大阪府豊中市本町三ノ二四三 山本義之外九名
紹介議員 中山 福蔵君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七〇三号 昭和三十三年四月九日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願
請願者 千葉市文庫町二七四 黒川武夫
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六一号 昭和三十三年四月七日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二十九通)
請願者 北海道瀬棚郡北桧山町 宇野岡三二四 大島清外二十八名
紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六七九号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(七通)
請願者 宮城県宮城郡宮城村大倉大原 高橋勇三外六名
紹介議員 吉米地義三君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七〇四号 昭和三十三年四月九日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(五通)
請願者 京都市伏見区東町二〇七 鹿野すみ外四名
紹介議員 竹中 勝男君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七〇六号 昭和三十三年四月九日受理
子どもセンターの法制化に関する請願
請願者 東京都品川区小山八ノ一、一〇〇 神崎清
紹介議員 成瀬 耀治君
児童によい遊び場、よい環境を与えて心身の健全な成長をはかるため、あらゆる公私の現有施設と組織の活用をはかることを中心目的として子どもセンターを設置し、(一)都道府県及び五大市が中央センター及び必要に応じて支所を設置すること、(二)中央センターには子ども会館、遊園地及び運動場を設置し、貸出設備の充実とその運用に重点をおくこと、(三)子どもセンターの費用は、国と地方団体が負担すること、(四)子どもセンターの運営は最も民主的な委員会がその方針を定めること等を包含した子どもセンター法(仮称)の制定せられたいとの請願。

第一六五八号 昭和三十三年四月七日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
請願者 山口市湯田元町二二一 林テツ外五十九名
紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六七六号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二通)
請願者 奈良県吉野郡川上村大滝 土倉順子外一名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一七〇五号 昭和三十三年四月九日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(六通)
請願者 福島県石川郡石川町南町一八 穂積晴次外五名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六六八号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六六八号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六六八号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十三年四月八日受理
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二二通)
請願者 東京都豊島区栗鴨七ノ一、六四六 宮内正二外二百二名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一六三八号と同じである。